

平成23年度

(平成22年度実績)

# 業務の概要



鳥取県福祉相談センター

鳥取県中央児童相談所

鳥取県婦人相談所



## ごあいさつ

平成23年度の鳥取県福祉相談センターの業務概要をお届けします。

鳥取県福祉相談センターは、鳥取県婦人相談所として女性の御相談をお受けし、鳥取県中央児童相談所として県東部地域の子どもの御相談をお受けしております。

当センターは平成3年に開設以来、本年10月をもって20周年を期することとなりました。開設当時は、児童相談所と女性相談所の他に知的障害者・身体障害者更生相談所の機能も有しておりましたが、近年の配偶者等からの暴力被害（DV）や子どもの虐待の御相談の増加と障害者の皆さまへのサービス向上を目的として、現在の機構に至っております。DVや子ども虐待の悲惨なニュースが連続する中で私たち、鳥取県福祉相談センターは、更に重要な役割を担っていることを20周年を迎えて改めて強く感じています。

DV・子ども虐待は、誰もしあわせにしない出来事であり、ニュースの度に心が痛みます。私たちは、明日の新聞に悲惨なニュースとして掲載されるかもしれないたくさんのケースと出会いながらもやがて別れて行くという日々のタッチアンドゴーに追われてしまいながら、時には立て込む複雑な御相談にどうしようもない無力感に襲われることもあります。

それでも、20年間あるいはそのずっと以前から、子ども達や女性の最後の砦として当センターが業務を継続できてきたのは多くの皆さまの応援と多数の先輩のおかげだと信じております。

鳥取県では、30数年前から女性相談・児童相談共に福祉や心理の専門職が担うという他県には見られない体制をとってきました。この福祉や心理の専門職の蓄積を今後も共有することが地域の子どもの達や女性を護りつづける次の10年につながるのだと思います。この度、記念の業務概要をお届けすることは、20周年を迎えたスタッフの一員としてとても名誉なことであり、更に我々の使命として鳥取県福祉相談センターの未来に送り届けます。

御高覧のうえ御意見等をお寄せいただきますようお願いをして、ごあいさつとさせていただきます。

平成23年7月

鳥取県福祉相談センター

鳥取県中央児童相談所

鳥取県婦人相談所

所長 西井 啓二

# 目 次

## はじめに

I 福祉相談センターの概要	5
1 概要	5
2 組織と業務	6
3 管轄地域	7
4 敷地、建物等の概要	7
II 中央児童相談所の概要	9
1 業務の概要	9
2 相談の種類及び内容	10
3 指導、措置の種類及び内容	11
4 相談業務の状況	12
5 各相談の状況	15
6 判定業務の状況	20
7 一時保護業務の状況	21
8 各種事業の状況	22
9 県内児童福祉施設等入退所状況	28
10 県内児童福祉施設等一覧	29
III 婦人相談所の概要	30
1 業務の概要	30
2 婦人相談員の設置	31
3 相談業務の状況	31
4 一時保護業務の状況	36
5 主催事業実施状況	38
6 鳥取県における主なDV被害者支援関係事業について	39
福祉相談センター利用のご案内	40
福祉相談センター案内図	41

# I 福祉相談センターの概要

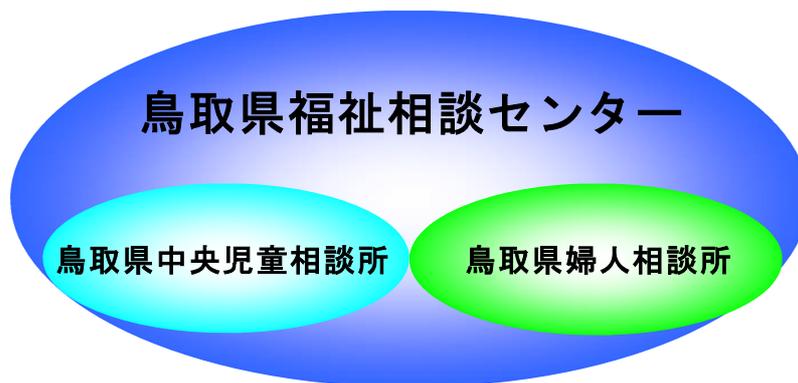
## 1 概 要

当センターは、法律上必置の中央児童相談所、婦人相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所の4福祉相談機関を統合した機関として平成3年10月に開所しました。

平成15年4月の機構改革により、身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所は県東部、中部、西部の福祉保健局にそれぞれ分散設置され、当センターは、中央児童相談所と婦人相談所を統合した機関として再スタートしました。

当庁舎内には県立精神保健福祉センターが併設されており、さらに、近辺には県立中央病院を中心に、東部総合事務所福祉保健局、鳥取看護専門学校、鳥取養護学校、鳥取療育園、看護研修センター、赤十字血液センター等があり、鳥取県の保健・福祉・医療の中核となるゾーンが形成されています。

当センターはこれら関係機関との連携のもとに「効率的なサービスの提供とサービスの質的な向上」に努めています。



## 沿革

平成3年10月 中央児童相談所、婦人相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所を統合した機関として開所

平成14年4月 婦人相談所に、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与

平成15年4月 機構改革により、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所が各福祉保健局に移管

平成17年4月 相談課を、児童相談課及び女性相談課に分離

所在地 〒680-0901 鳥取市江津318-1

電話 0857-23-1031

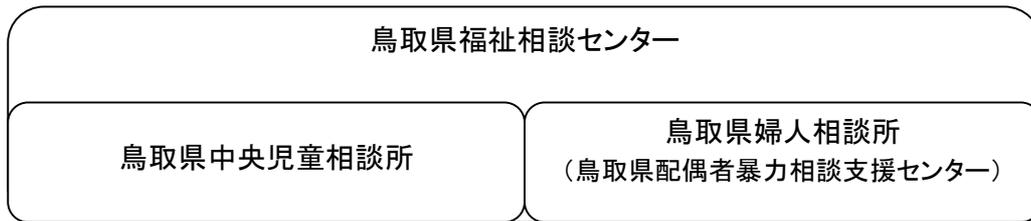
ファクシミリ 0857-21-3025

E-mail fukushisodan@pref.tottori.jp

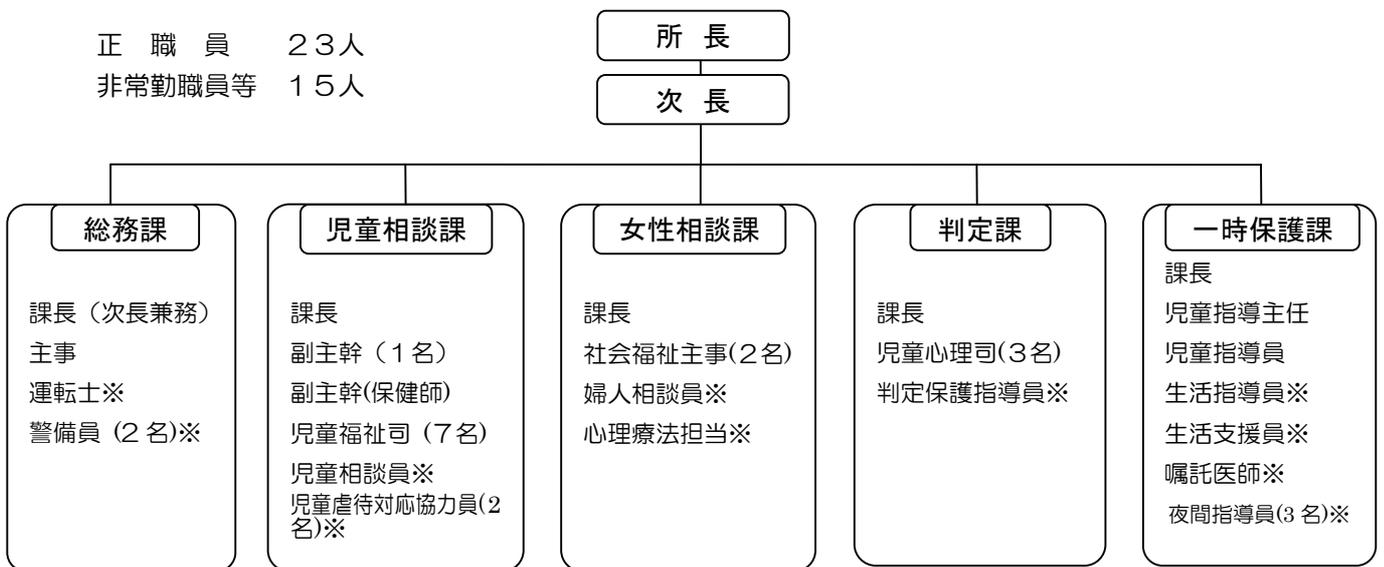
ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34903>

## 2 組織と業務

### (1) 機構



### (2) 組織図(平成23年4月19日現在)



※非常勤職員等

### (3) 各課の業務

#### 総務課

- ・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

#### 児童相談課

- ・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

#### 女性相談課

- ・要保護女子、暴力被害女性に係る相談、調査、保護、援助

#### 判定課

- ・児童及び要保護女子等に係る心理判定
- ・心理治療等児童への治療指導、軽度の情緒障がい児治療

#### 一時保護課

- ・児童の緊急一時保護、行動観察、生活指導
- ・要保護女子等の一時保護

### 3 管轄地域

機関名	管轄地域	管轄地域の概要	
鳥取県中央児童相談所	鳥取県東部 (鳥取市,岩美郡,八頭郡)	面積 人口 世帯数 児童数(18歳未満)	1,518.7 km <sup>2</sup> 239,914人 89,392世帯 39,021人
鳥取県婦人相談所	鳥取県全域	面積 人口 世帯数	3,507.2km <sup>2</sup> 587,772人 (男性280,602人 女性307,170人) 216,298世帯

※人口、世帯数、児童数は、平成22年10月1日現在の集計(資料:県統計課)

### 4 敷地、建物等の概要

#### (1) 構造等

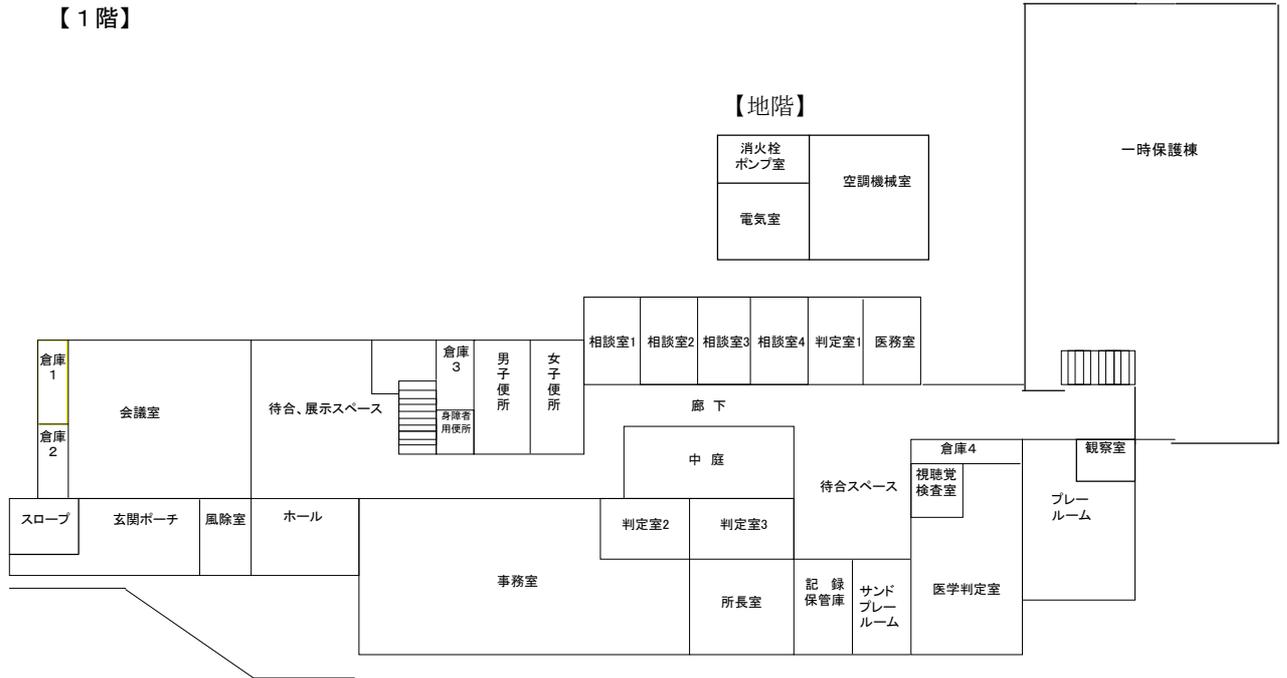
延敷地面積 7,740.59 m<sup>2</sup> (福祉相談センター及び県立精神保健福祉センター)

建物延面積 2,651.06 m<sup>2</sup> (同上)

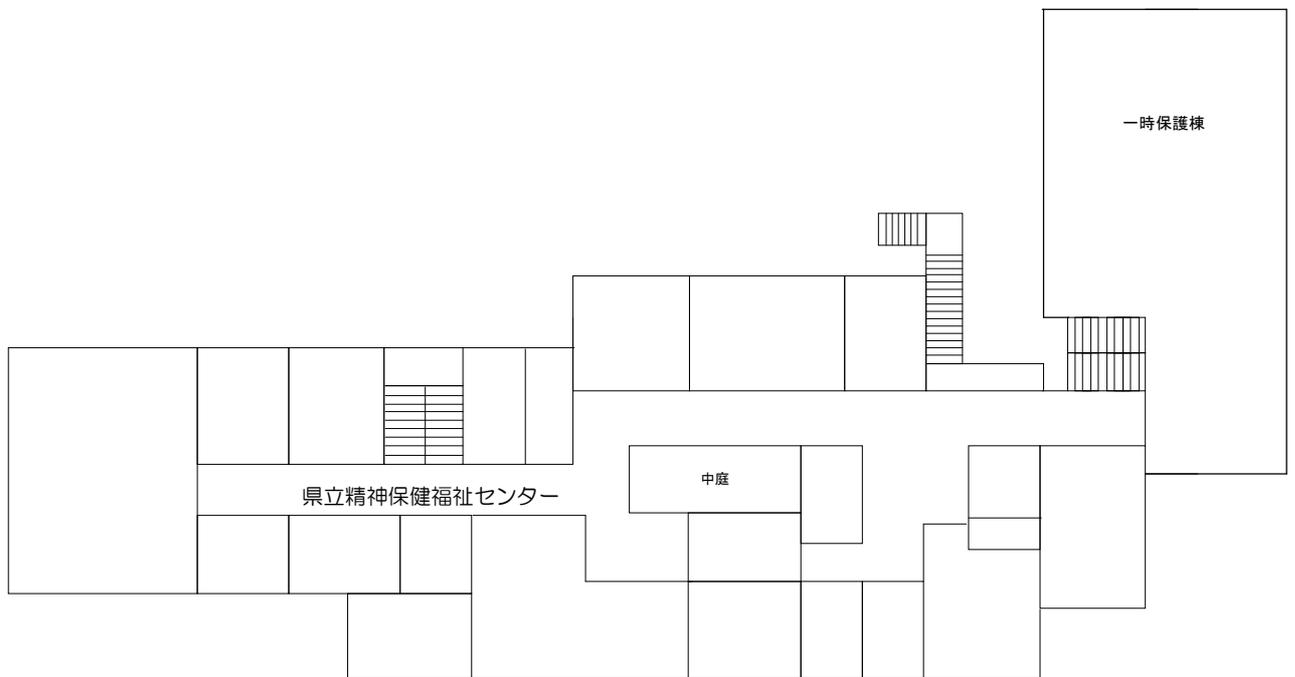
区 分		用 途	延面積
本館 (鉄筋2階建)	福祉相談センター	事務棟(1階) 所長室、事務室、相談室、 判定室、医務室、会議室、 空調機械室、電気室など	998.88 m <sup>2</sup>
		一時保護棟	545.88 m <sup>2</sup>
		小計	1,544.76 m <sup>2</sup>
	県立精神保健福祉センター	事務棟(2階) 所長室、事務室、相談室、 集団療法室、心理検査室、 実習室、体育室など	972.80 m <sup>2</sup>
合 計			2,517.56 m <sup>2</sup>
別棟 (鉄筋平屋建)	福祉相談センター分	車庫	80.00 m <sup>2</sup>
		自転車置場	12.89 m <sup>2</sup>
		小計	92.89 m <sup>2</sup>
	県立精神保健福祉センター分	車庫	32.50 m <sup>2</sup>
		自転車置場	8.11 m <sup>2</sup>
小計			40.61 m <sup>2</sup>
合 計			133.50 m <sup>2</sup>
総 計			2,651.06 m <sup>2</sup>

(2) 福祉相談センター平面図

【1階】



【2階】



〔参考〕 ～同じ庁舎内の「県立精神保健福祉センター」について～

県民の精神的健康の保持、増進を図ることを目的として、精神保健に関する諸問題に対応するとともに、精神障がい者の社会復帰を促進するための訓練、指導を行う中核機関です。

## Ⅱ 中央児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定に基づき、18歳未満の児童を対象として、児童に関するあらゆる相談に応じており、その内容により、調査、心理診断、医学診断等を行っています。

また、こうした相談のほか、施設入所、里親委託などいわゆる措置の機能とさらに必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。

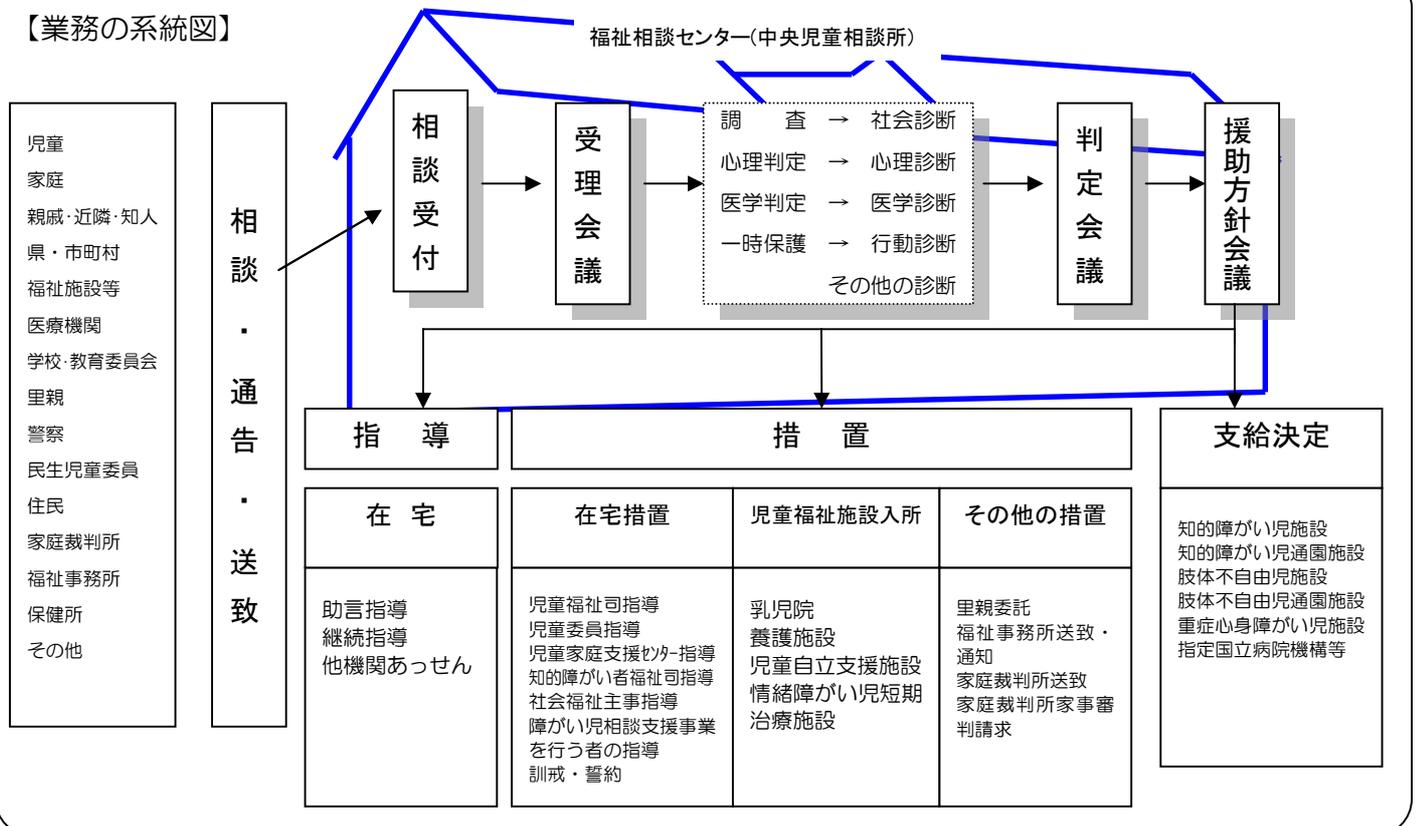
※鳥取県内には中央・倉吉・米子の各児童相談所があり、中央児童相談所は、各所の調整や相談援助活動を円滑に行うため、県内の各児童相談所の実績について把握、連絡並びに情報提供、措置の調整等を行っています。

### 1 業務の概要

主な業務はつぎのとおりです。

- 相 談** ……児童に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じること
- 調査・診断・判定** ……児童及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行うこと
- 指 導・措 置** ……児童やその家族に必要な指導を行い、必要に応じて児童を児童福祉施設等に入所させ、または、里親等に委託して、その福祉を図ること
- 一 時 保 護** ……児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行うこと

【業務の系統図】



## 受理、判定、処遇会議

児童相談所では受け付けた相談に対して、よりよい指導を行うための会議を開き、相談にかかる職員がそれぞれの資料を基に検討をします。

**受理会議**……………子どもの問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

**判定会議**……………社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助方針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。

**援助方針会議**……………判定会議の結果に基づき、子どもをめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助方針を決定します。

## 2 相談の種類及び内容

相談の種類	内容	統計分類
養護相談	保護者の病気、死亡、家出、離婚等により家庭で養育が困難になった児童や遺棄、迷子、被虐待児等の相談	養護相談
保健相談	未熟児、虚弱児、疾患等を有する児童の相談	保健相談
障がい相談	肢体不自由、知的障がい、疾患等を有する児童の相談	肢体不自由相談、視聴覚障がい相談、言語発達障がい相談、重症心身障がい相談、知的障がい相談、自閉症相談
非行相談	虚言癖、放浪癖、家出、浮浪、暴力、性的悪戯、不純異性交遊、窃盗、傷害、恐喝、シンナー吸飲等の児童の相談	ぐ犯行為等相談 触法行為等相談
育成相談	保育所、幼稚園、学校等、児童の集団生活における生活行動上の問題（不登校、怠学）についての相談 児童の生活（わがまま、反抗、強情、内気、不活発）等についての相談 学業不振、進学適性、職業適性等についての相談 しつけ、教育、遊びについての相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 しつけ相談
その他の相談	その他、里親等の相談	その他相談

### 3 指導、措置の種類及び内容

指 導	在 宅	助 言 指 導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導
		継 続 指 導	複雑・困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）
		他 機 関 あ っ せ ん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介
措 置	在 宅	児 童 福 祉 司 指 導	複雑・困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合について指導を委託
		児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童、保護者等に同意を得た上で行う指導委託
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託
		障がい児相談支援事業を行う者の指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導
		訓 戒 、 誓 約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）
		児 童 福 祉 施 設 入 所 指 定 医 療 機 関 委 託	家庭で子どもの養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、子どもの状態により適切な施設を紹介し、入所させる
	そ の 他 の 措 置	里 親 委 託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親へ養育委託する。
		児 童 自 立 生 活 援 助 措 置	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業である。
		福 祉 事 務 所 送 致 等	児童（15歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置が必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う
		家 庭 裁 判 所 送 致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第27条第1項第4号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第27条の3）に行う
	家 庭 裁 判 所 家 事 審 判 請 求	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第28条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う	

## 4 相談業務の状況

### (1) 相談等業務

#### 相談受付・調査

児童に関するあらゆる問題について、児童、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、児童・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査等各診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、児童の家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

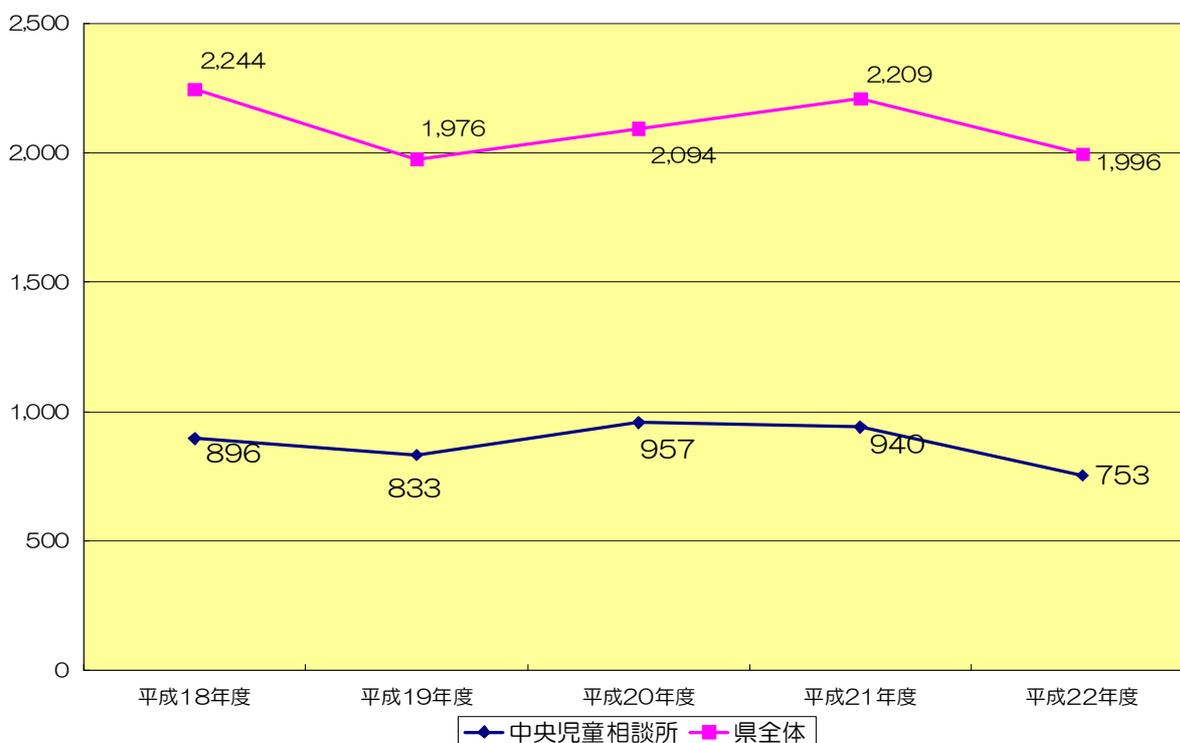
#### 指導・措置等

調査結果から導き出された社会的診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、児童にかかわる問題の解決に最も効果的と考えられる処遇指針を決定します。これにより、児童及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、児童の児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、家庭裁判所、福祉事務所送致等の措置を行います。

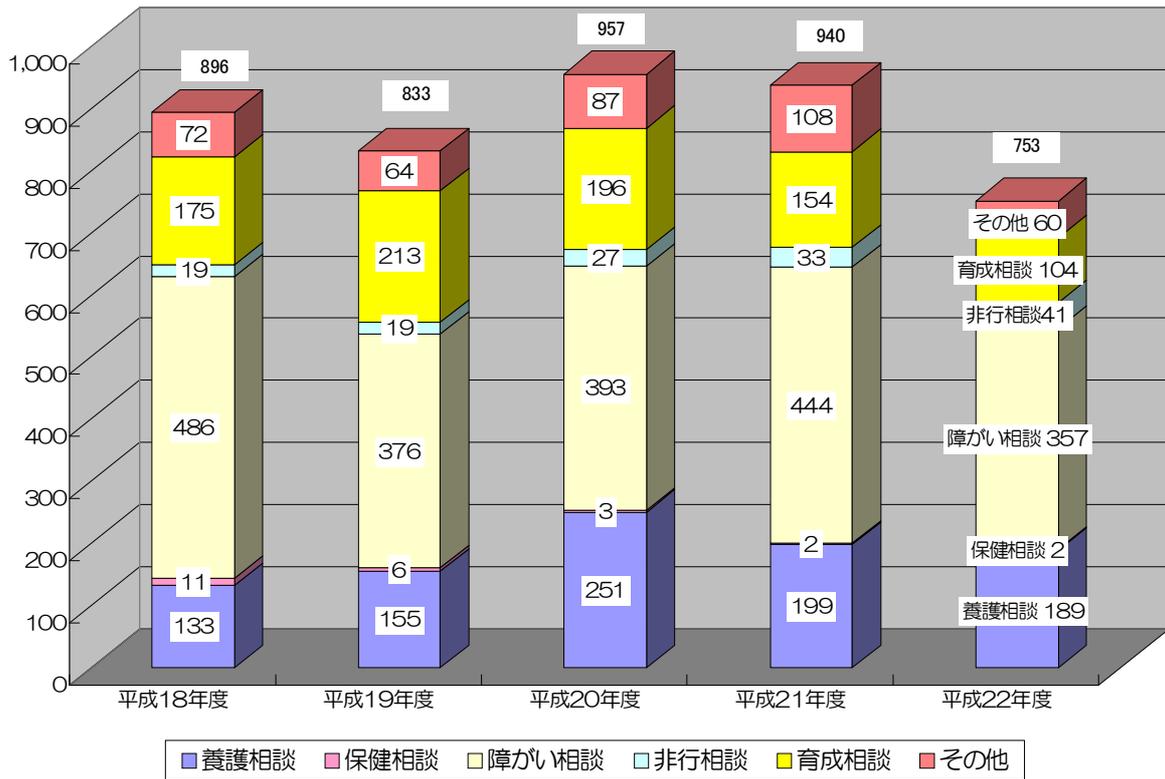
### (2) 相談受付状況

〔相談受付件数〕 総件数 753 件（県全体 1,996 件）

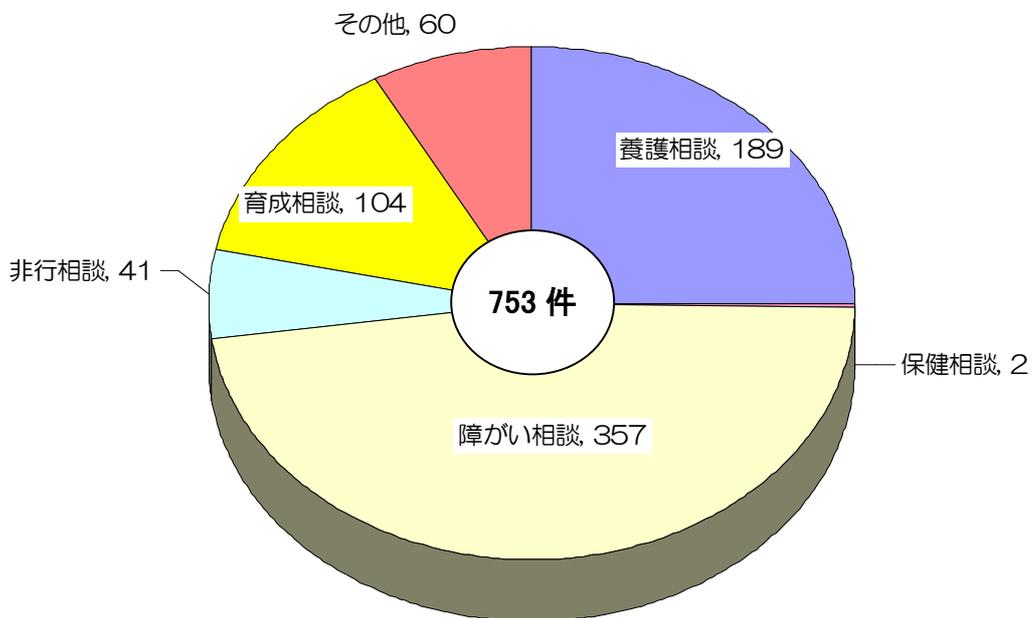
〔相談受付件数の推移〕



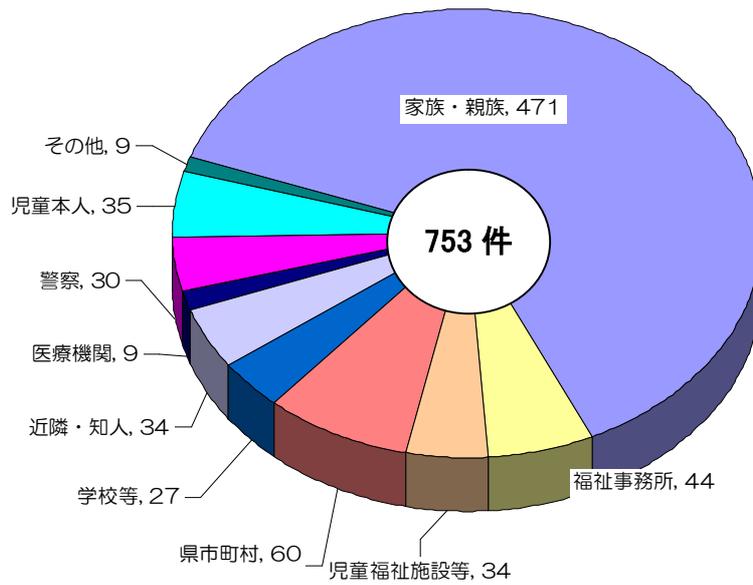
〔相談の種別推移〕



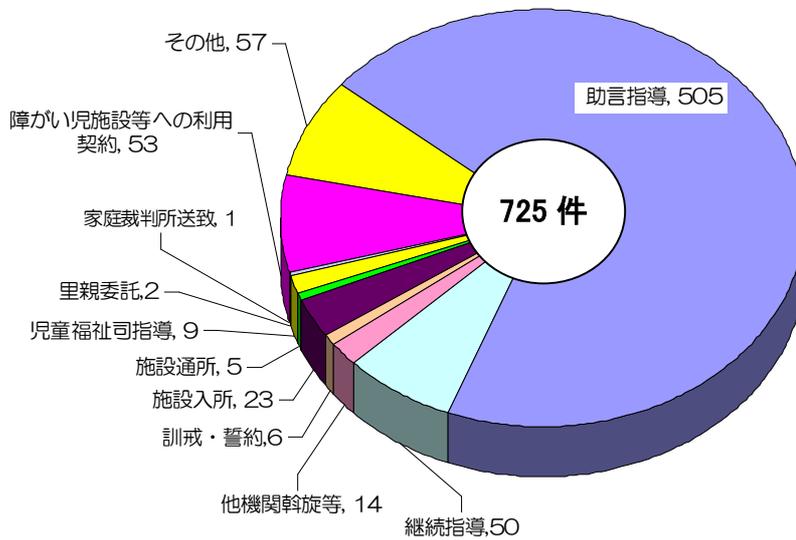
〔相談の種別件数〕



〔経路別相談状況〕

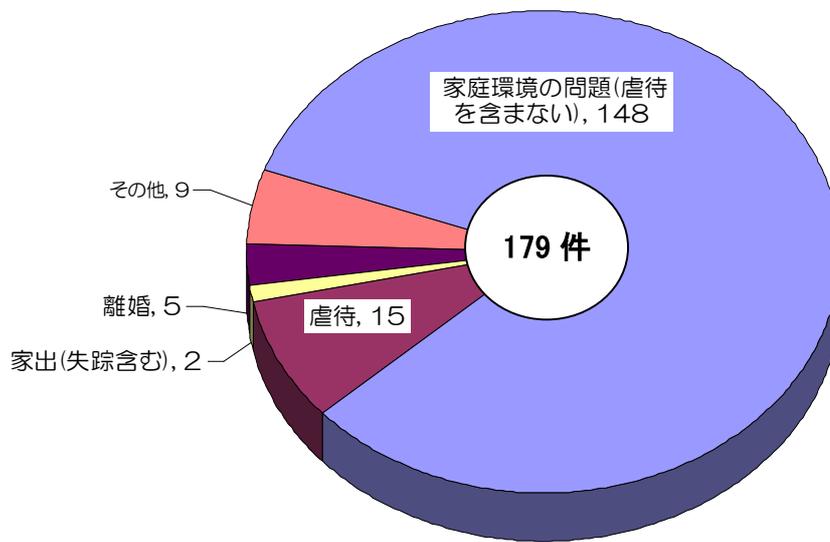


(3) 指導、措置の状況 総件数 725件



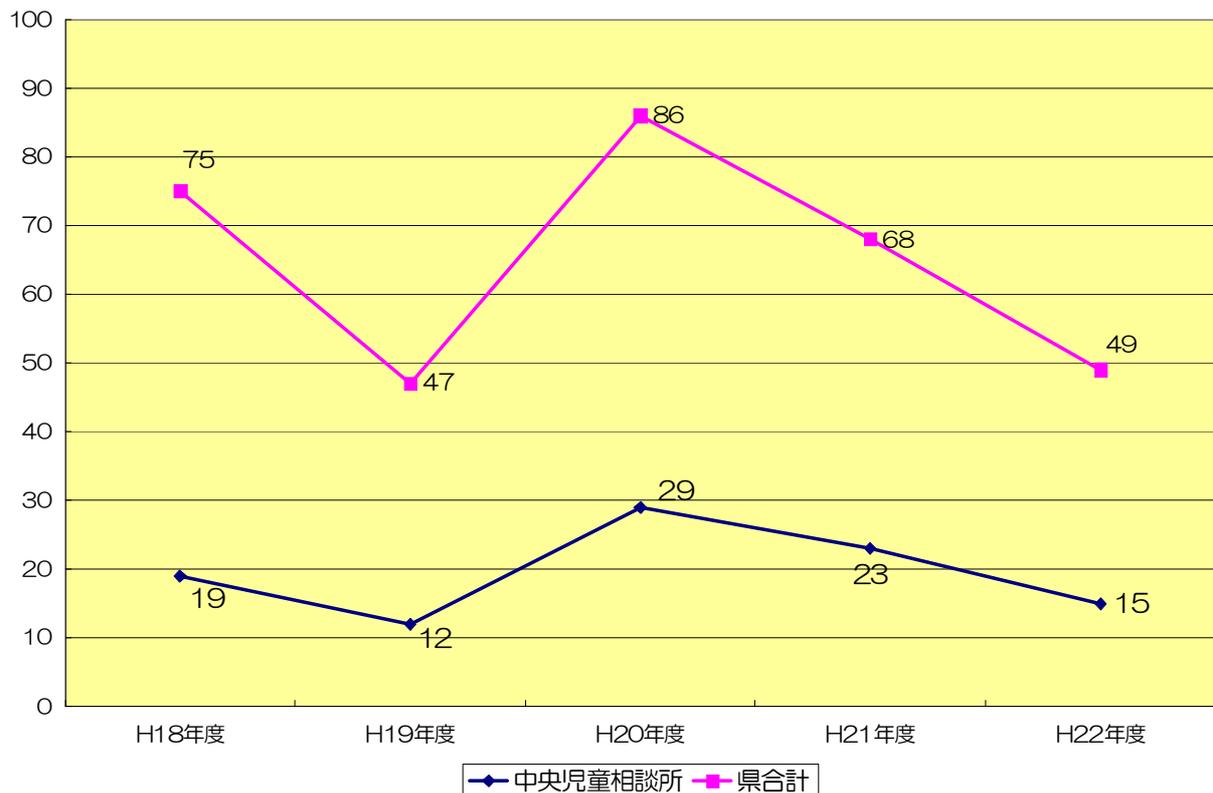
## 5 各相談の状況

(1) 養護相談理由別件数(22年度中に処理をしたもの)

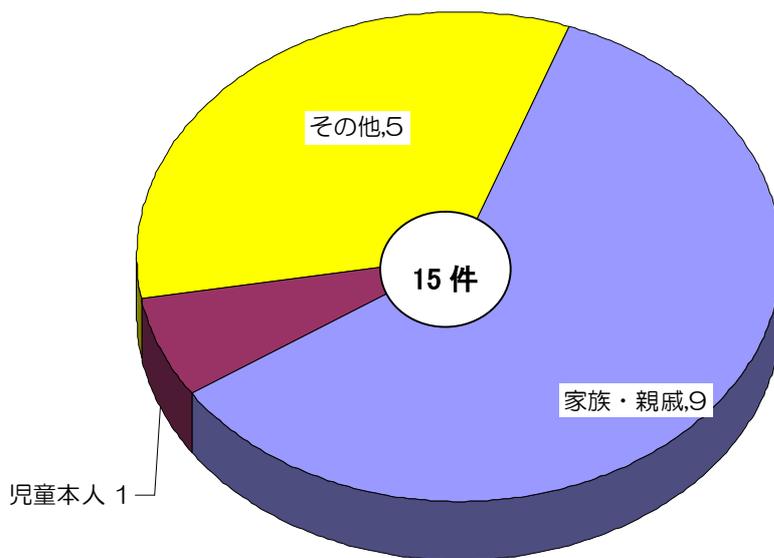


(1)-2 虐待相談の状況

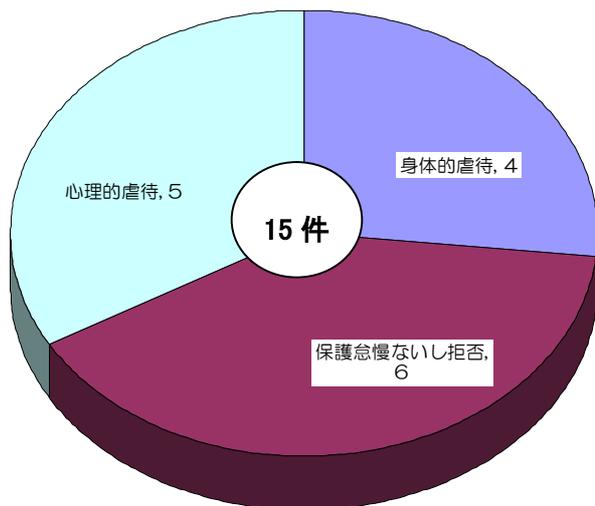
〔虐待相談の推移〕



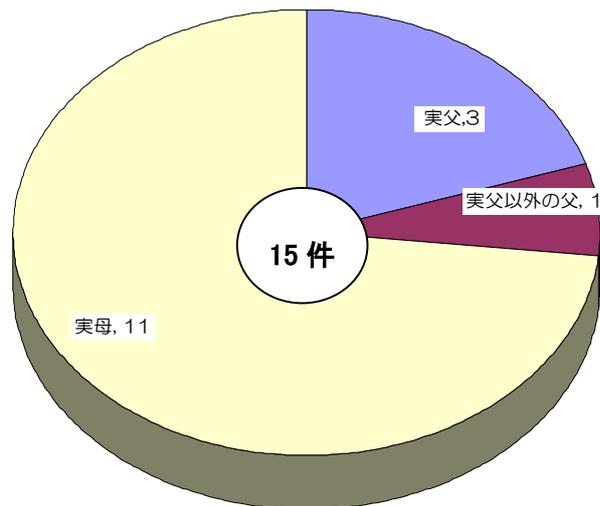
〔経路別虐待相談件数〕



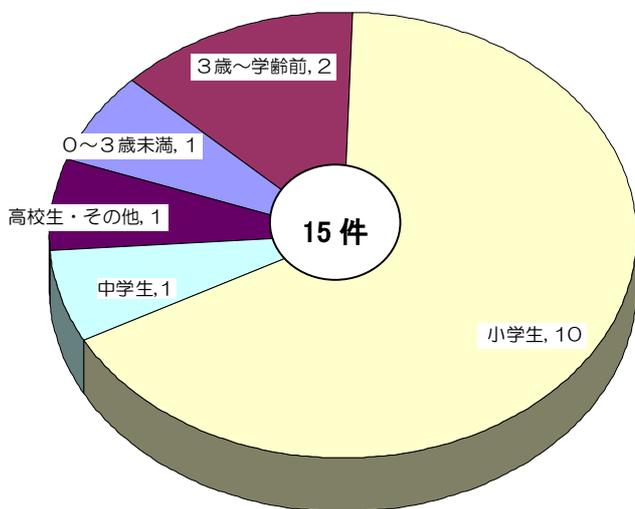
〔虐待の内容〕



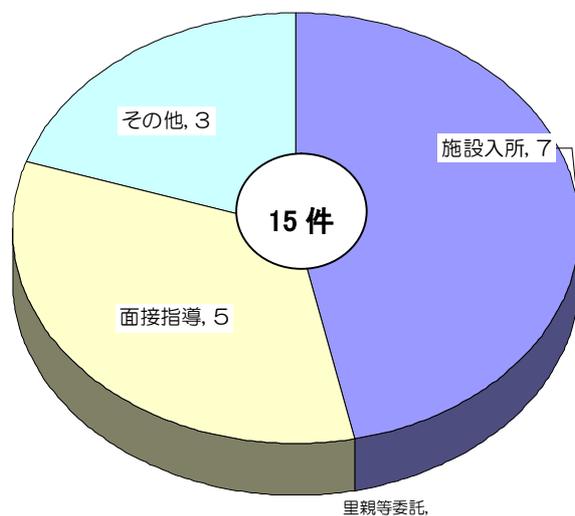
〔主たる虐待者〕



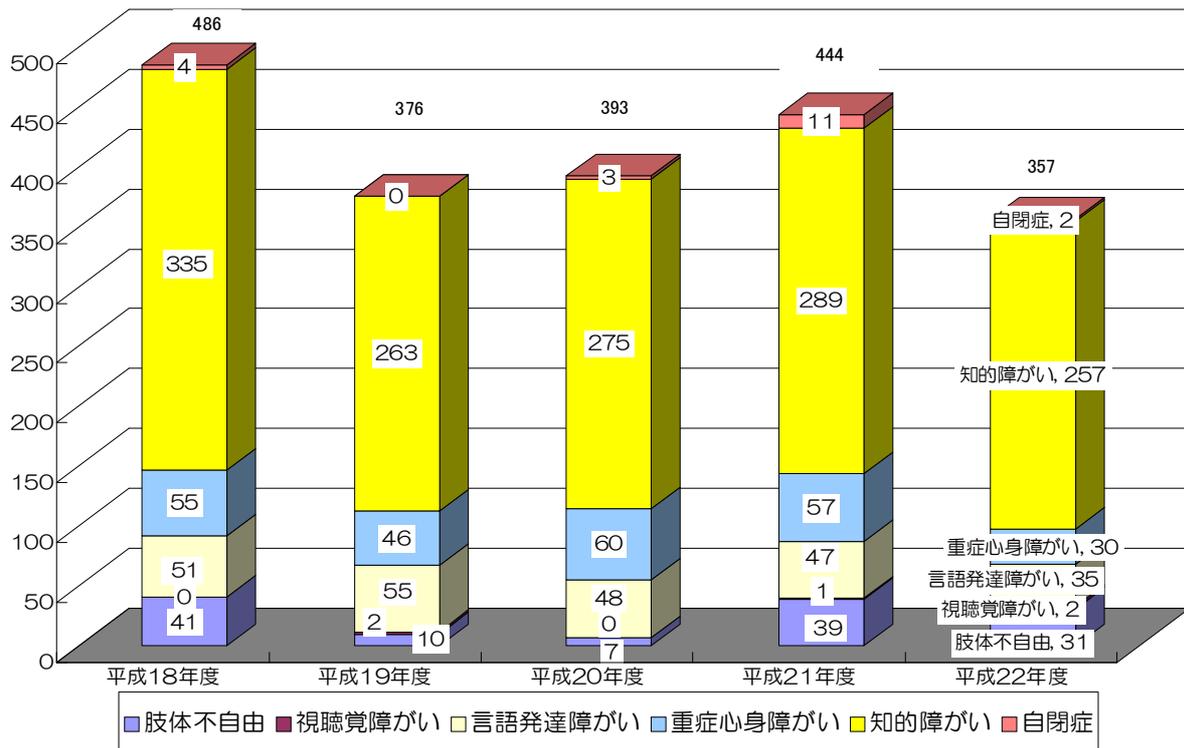
〔被虐待児の年齢〕



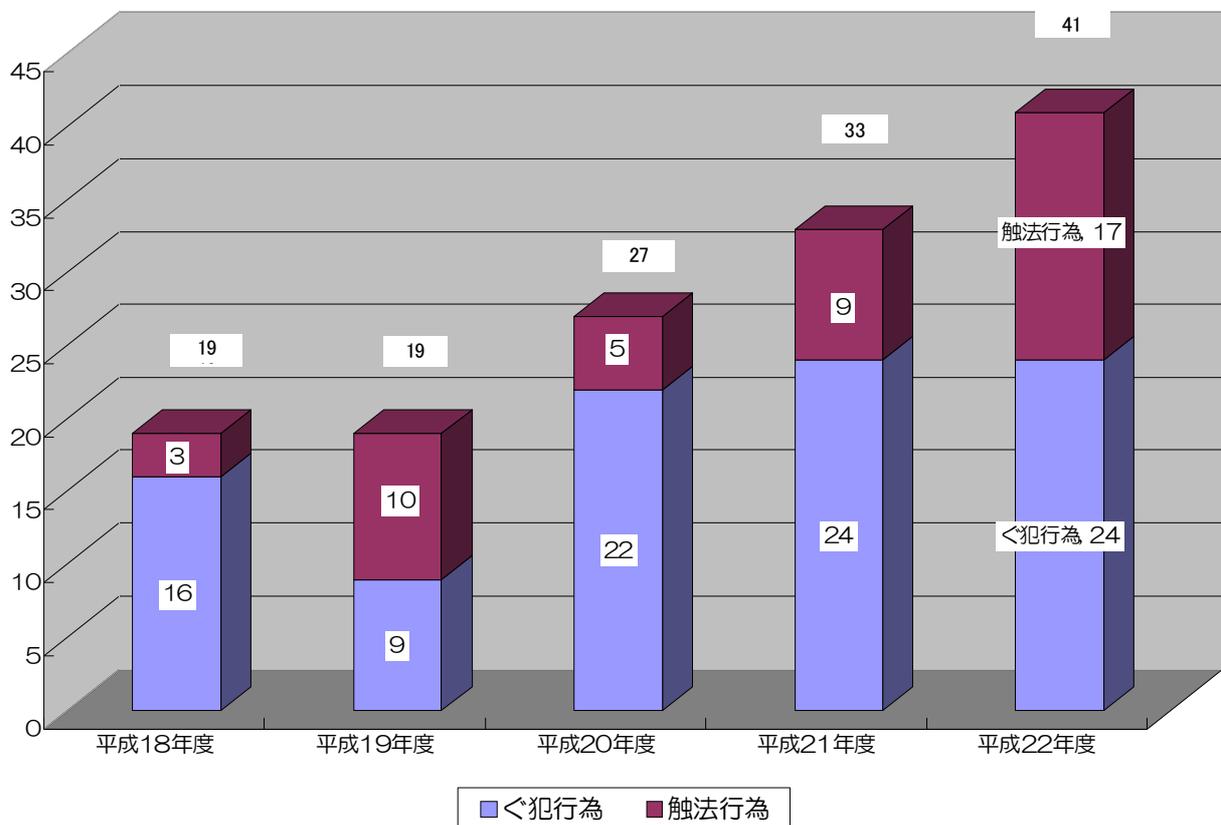
〔虐待相談処理〕



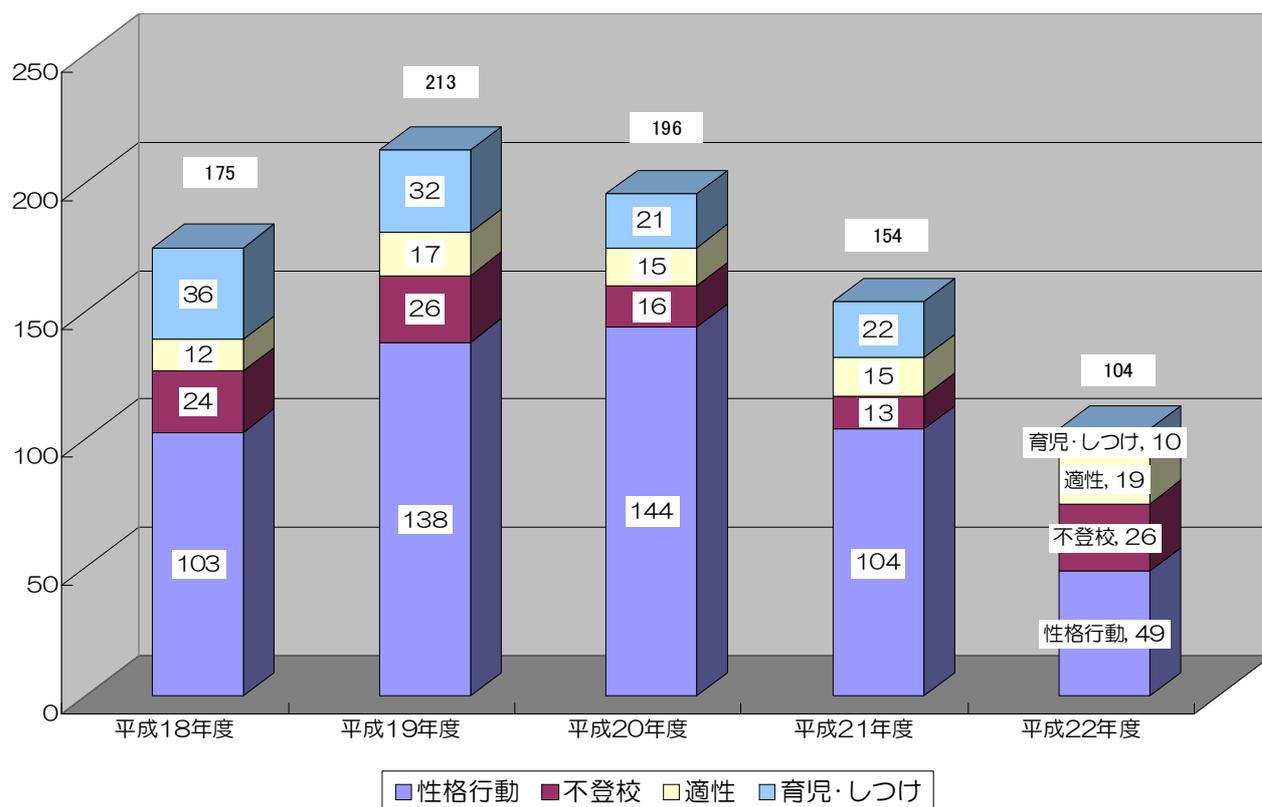
(2) 障がい相談



(3) 非行相談



(4) 育成相談



【年齢区分別・相談受付件数】

		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計
		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
養護	児童虐待	1				2		1	2	1	2	1	1		2		1	1			15
	その他	19	6	18	17	5	14	13	13	2	7	4	6	10	6	2	9	5	11	7	174
保健																		1		1	2
障がい	肢体不自由	1	9	6	3	6	5													1	31
	視聴覚障がい						1										1				2
	言語発達障がい		1	5	10	12	5	1											1		35
	重症心身障がい		1			1	1	1					2							2	22
	知的障がい		1	10	15	17	10	4	20	12	12	11	20	17	14	20	22	22	28	2	257
	自閉症						1			1											
非行	ぐ犯行為									1	1	2	1	1	3	6	3	5	1		24
	触法行為										1		2	6	8						17
育成	性格行動				2	1	2		4	5	3	3	1	9	5	5	4	2	3		49
	不登校								3	1	3	1	1	1	12	4					26
	適性			1	3	2	3			1	3		2		1	1	1		1		19
	育児・しつけ				3	3	1	1				2									10
その他						1	1	1	4		2	1	2	7	7	5	3	2	11	13	60
合計		21	18	40	53	50	44	22	46	24	36	23	38	51	58	43	44	39	57	46	753

【経路別相談受付件数】

(単位：件)

相談区分	都道府県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関	児童家庭支援センター 指定医療機関	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		里親	児童委員(通告の仲介を含む)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲								
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	その他					保健所	医療機関	幼稚園	学校								保健所	医療機関	教育委員会等	措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談		
児童虐待相談	1					2			1								9		1		15									
その他の養護相談			10			3	7	2	18				7	14		1	1	52	34	8	6	174	2	10	15					
保健相談																			2		2			2						
肢体不自由相談							5										26				31			3						
視聴覚障がい相談												1					1				2									
言語発達障がい相談						19	4		1								11				35		19	1						
重症心身障がい相談																	30				30									
知的障害相談	43					1	1	3					2			207				257			11							
自閉症相談								1								1				2			1							
ぐ犯行為相談										1			7			15			1	24				3						
触法行為相談									1	16										17										
性格行動相談									1			2				46				49			1	22						
不登校相談																24		2		26				15						
適性相談	1					1	3	3								11				19				4						
育児・しつけ相談						2		4								4				10			2	2						
その他相談							1					1	2			34		21	1	60				54						
合計	1	44	0	11	0	0	27	21	3	31	0	0	30	0	0	9	0	27	0	1	1	471	34	35	7	753	2	10	41	114

【相談処理件数】

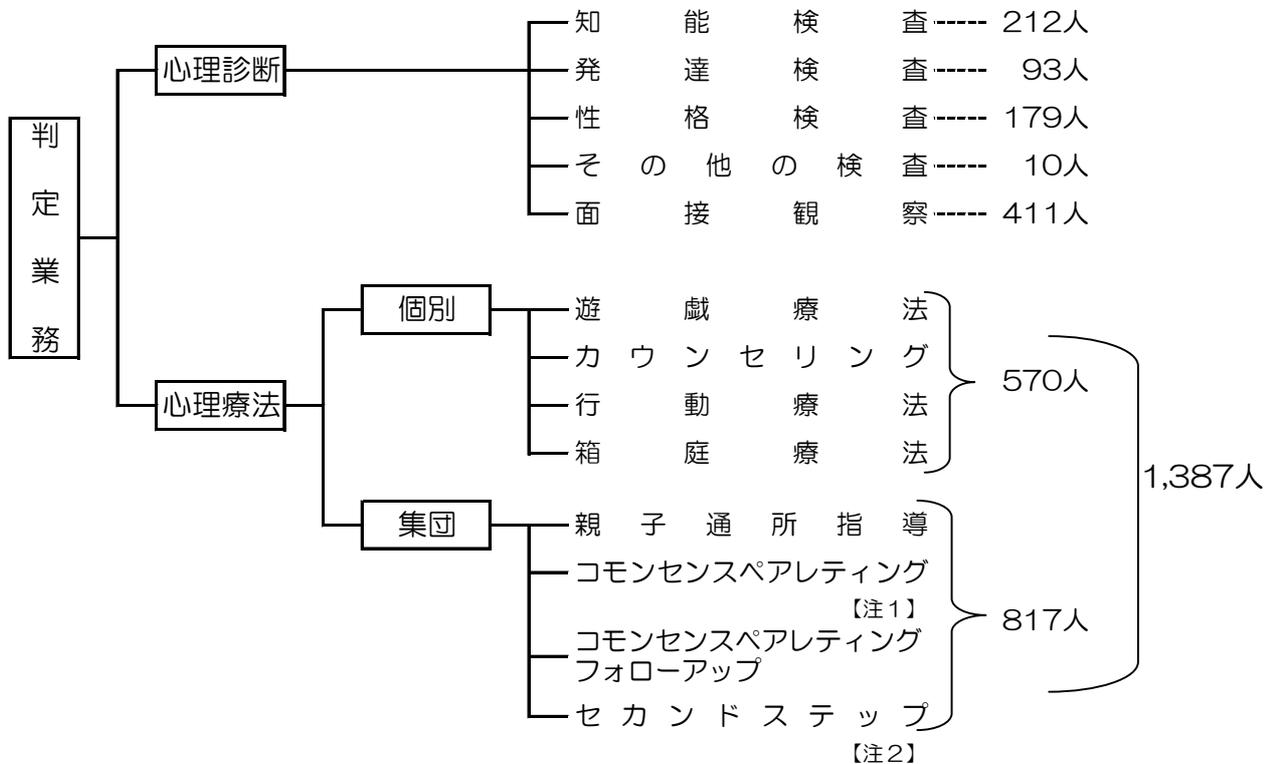
(単位：件)

相談区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の1の4	障がい児施設への利用契約	その他	合計
	助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	通所						
児童虐待相談	2	5	1						7							15
その他の養護相談	91	26	11	3					12			2			19	164
保健相談	2															2
肢体不自由相談	5													26		31
視聴覚障がい相談	1													1		2
言語発達障がい相談	26	9														35
重症心身障がい相談														3	27	30
知的障がい相談	234													23		257
自閉症相談	2															2
ぐ犯行為相談	14	1										1		3		19
触法行為相談				6				6	3							15
性格行動相談	27	7	1						1	2				3		41
不登校相談	20	2								3						25
適性相談	19															19
しつけ相談	9														1	10
その他相談	53		1												4	58
合計	505	50	14	9	0	0	0	6	23	0	5	0	2	1	53	725

## 6 判定業務の状況

### (1) 判定業務

判定業務は、主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた児童や保護者等の心理検査や面接を行っています。その他に、療育手帳の判定、知的障がいにかかる特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。



【注1】 コモンセンスペアレティング（CSP）とは、暴力以外のしつけの方法を伝える養育プログラム。

【注2】 セカンドステップとは、問題解決の方法、怒りや衝動をコントロールするための方法を子どもに伝えるプログラム。

### (2) 1歳6ヶ月児精密検診・3歳児精密検診

児童の精神発達精密健康診査は、幼児期初期から心身の障がいを早期に発見、療育し、幼児のすこやかな成長を促進することを目的として市町からの通告を受け実施しています

区分	回数	人員
1歳6ヶ月時精密検診	2回	2人
3歳児精密検診	7回	9人

### (3) 障がいについての判定・診断・証明

特別児童扶養手当、療育手帳等の判定、証明を行っています。

区分	特別児童扶養手当診断	療育手帳等の判定・証明		
		療育手帳	証明	計
判定件数	32件	191件	112件	303件

### (4) 医学判定

必要と認められる場合は、小児科医や精神科医による診断を行っています。

## 7 一時保護業務の状況

### (1) 一時保護業務

家庭内での養育困難、家出、被虐待などの児童を、一時保護所での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童の児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

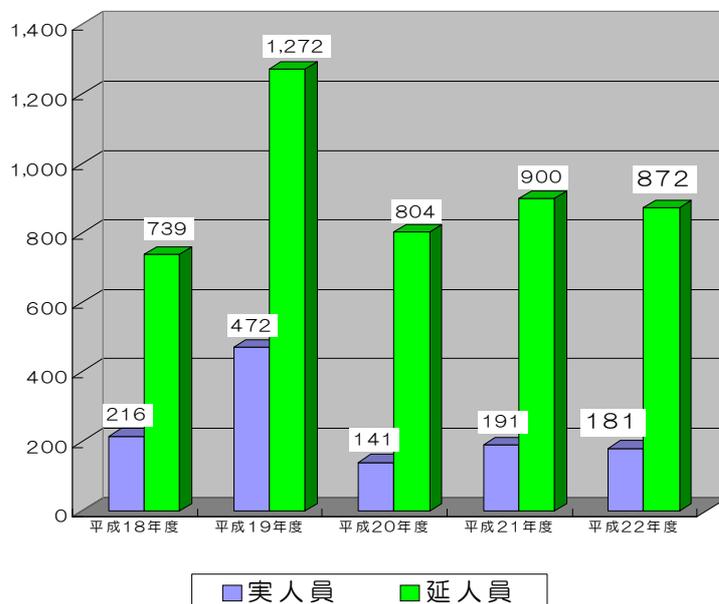
一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

**緊急保護**……虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により子どもを保護する必要がある場合

**行動観察**……適切な処遇方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合

**短期入所指導**……短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による処遇が困難又は不相当と判断される場合

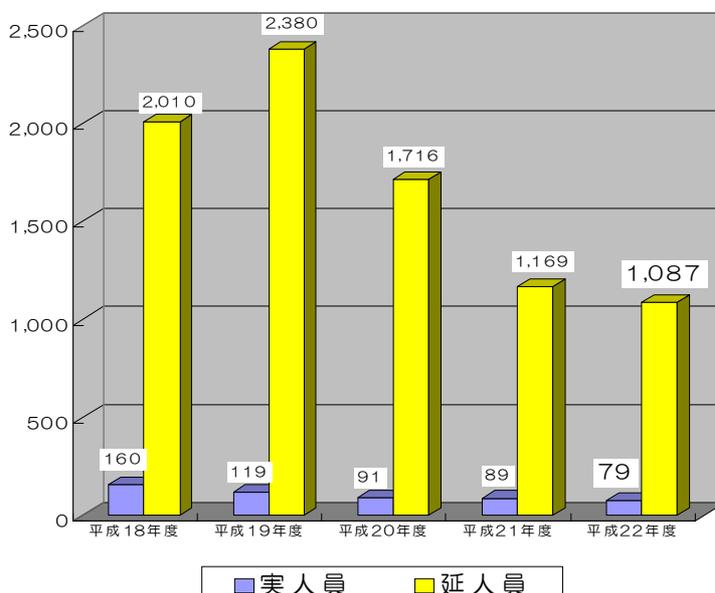
### (2) 一時保護児童数推移



#### 相談区分別内訳

区分	実人員	延人員
虐待	35	168
その他養護	47	218
障がい	0	0
非行	63	337
育成	36	149
保健その他	0	0
計	181	872

### (3) 一時保護委託児童数推移



#### 相談区分別内訳

区分	実人員	延人員
虐待	17	177
その他養護	48	732
障がい	1	32
非行	8	119
育成	5	27
保健その他	0	0
計	79	1,087

## 8 各種事業の状況

### (1) 巡回相談

#### ア 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

#### イ 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

### (2) 乳幼児に対する精密健康診査

市町村が実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、精神発達等について精密健康診査が必要と判断された子どもを対象に、調査・診断を行います。

なお、精密健康診査の結果、引き続き指導することが必要と思われる場合は、関係機関と連携し、事後指導を実施しています。

### (3) 在宅重症心身障がい児(者)の訪問指導

在宅の重症心身障がい児(者)の家庭での療育指導を強化するために専門職員として保健師が配置されています。

日常の看護、生活指導や環境改善、関係医療機関や施設との連絡調整、訪問指導をしています。

### (4) 児童虐待防止対策

#### ア 児童虐待防止対策事業

児童虐待が年々増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

##### ① 関係機関との連携

- ・東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- ・市町担当課との連絡会。(5市町 20人)

##### ② 市町との連携

- ・各市町が設置する要保護児童対策地域協議会(以下、「地域協議会」という。)の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- ・市町別に地域協議会の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図りました。鳥取市地域協議会の実務者会議は2ヶ月に1回開催しました。八頭町は、実務者会議から町内の全保育所、小中学校の職員研修につながり情報交換及び連携をしています。(代表者会議5回 実務者会議11回)

##### ③ 出前相談(虐待等に関する講演等)

地域住民、民生委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行いました。

(28回 参加者 1,487人)

##### ④ 協力体制の整備(全県)

主任児童委員は、地域の子どもや子育て家庭への支援、児童虐待防止の推進役として、また、育児不安や不登校等の課題を抱える親子の身近な相談役・支援者としての役割が期待されており、全県の主任児童委員を対象として研修会を開催し、必要な基本的な知識・技術を学び、さらに期待される主任児童委員の地域での役割について理解を深めました。

(参加者：主任児童委員200人)

⑤ 児童福祉司任用資格認定研修の実施(全県)

地域の児童家庭相談に適切に対応できる人材を養成し、児童相談及び支援体制の充実を図ることを目的に研修を行いました。対象は、市町村の保健師、保育士、児童養護施設等の職員であり、修了者に児童福祉司任用資格認定を行いました。(参加者50名 認定者27名)

⑥ 児童養護施設等基幹的職員研修(全県)

施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保し、施設職員の専門性の向上を図り、自立支援計画の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するための認定研修を行いました。(参加者9名 認定者9名)

■児童福祉司任用資格認定研修(児童福祉施設職員・要保護児童対策地域協議会職員研修)

6月3日

科 目 (内容)	講 師
開講式 オリエンテーション	
【講義】 ・児童相談所の各課の業務と児童福祉司の仕事	倉吉児童相談所 所長 山下賢
【講義】 ・相談の種類とその対応	福祉相談センター 児童相談課長 星見元史
【講義】 ・家族支援とソーシャルワーク	米子児童相談所 児童福祉司 和田俊介
【講義】 ・児童福祉司に必要な法知識	菜の花総合法律事務所 弁護士 駒井重忠

6月17日 基幹的職員と合同

【講義】 ・児童福祉法の現状	倉明園 園長 大塩 孝江
【講義】 ・子どもの権利擁護に関すること	安田法律事務所 弁護士 安田寿朗
【講義】 ・子どもの発達と発達途上の問題に関すること ・障がい児の支援について	福祉相談センター 判定課長 花川治広

7月7日 基幹的職員と合同

【講義】 ・保護を要する子どもの理解	福祉相談センター 所長 西井啓二
【講義】 ・児童虐待について	福祉相談センター 副主幹 田中 進
【演習】 ・虐待した親と付き合うということ (児童養護施設と児童相談所の対応について) ・関係機関との連携	米子児童相談所 児童相談課長 山澤重美 米子聖園ベビーホーム 家庭支援専門員 田口郁子

9月8日

【演習】 ・社会調査及びケース記録の作成	子育て支援総室 主幹 福谷 紀男
	福祉相談センター 副主幹 田中進
【講義・演習】 ・面接の技法	福祉相談センター 児童相談課長 星見元史

■児童養護施設等基幹的職員研修（1・2回目は児童福祉司任用資格認定研修と同じ）

3回目 9月22日

【講義】 ・施設の管理・運営（マネージメント）に関すること	鳥取こども学園希望館 館長 竹本芳宏
【講義】（社会福祉援助技術論） ・職員への指導（スーパービジョン）やメンタルヘルスに関すること	子育て支援総室 家庭福祉室 主幹 福谷紀男
【講義】（社会福祉援助技術論） ・施設における日常的ケア、専門ケアに関すること	鳥取こども学園乳児部 院長 田中佳代子

4回目 10月6日

【講義】（社会福祉援助技術論） ・家族支援やソーシャルワークに関すること	福祉相談センター 副主幹 田中進
【講義】（社会福祉援助技術論） ・基幹的職員（SV）に必要と思われる内容	
【講義・演習】（社会福祉援助技術演習） ケースカンファレンス、チームアプローチについて	子育て支援総室家庭福祉室 主幹 福谷紀男

⑦児童虐待防止地域連携事業

児童相談所の関わりに保護者が拒否的な児童や通常の係わりが困難な児童に対し、学校、市、地域関係者が協力しながら、児童相談所のノウハウを活用し野外活動等を行いました。活動を実施するなかで児童との関係を深め問題行動等の改善や保護者への養育指導等を行いました。

実施内容：デイキャンプ、餅つき等（参加児童：参加者8人）

イ 児童相談所職員研修

全県の市町村児童家庭相談担当職員、児童福祉施設職員及び各相談機関職員の支援における技術等のスキルアップを目的として研修を行いました。

①新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に児童相談所の業務や児童相談所運営指針を主に研修を行いました。（実施回数2回、参加者18人）

1 日 時 平成22年4月27日（火） 9時50分～16時40分

平成22年5月17日（月） 11時00分～15時00分

2 内 容 児童相談所運営指針を理解する

1回目 4月27日（火）

1回目	講 義 内 容	講 師
	児童相談所とは	倉吉児童相談所 山下所長
	相談受付から相談終了まで係機関との連携	福祉相談センター 星見児童相談課長
	一時保護及び児童相談所の事業	倉吉児童相談所 磯谷判定保護課長

2回目 5月17日（月）

2回目	講 義 内 容	講 師
	行動診断について	福祉相談センター 草刈一時保護課長
	心理診断・総合判定について	倉吉児童相談所 磯谷判定保護課長
	社会診断について	米子児童相談所 山澤児童相談課長
	関係機関との連携	福祉相談センター 田中副主幹

## ②発達心理学基礎研修

ケース対応への基礎的な知識のスキルアップのひとつとして、今年度は「発達心理学」をテーマに児童相談所職員の研修を行いました。(実施回数3回、参加者20人)

日	時	内容
第1回	平成23年1月12日(水)	子どもの発達について
第2回	平成23年1月19日(水)	乳幼児期 学童期
第3回	平成23年1月26日(水)	思春期以降の発達について

講師 鳥取大学地域教育科学部 教授 田丸 敏高

## ③市町村要保護児童対策地域協議会職員及び児童福祉施設職員研修

市町村児童家庭相談担当職員及び児童福祉施設職員のスキルアップを目的として研修を行いました。(実施回数4回、参加者42人)

## ④コモンセンス・ペアレンティング研修(以下「CSP」研修)の開催

暴力以外のしつけの方法を伝える養育プログラム「CSP」について、児童相談所職員及び児童養護施設の職員に対し、平成19年度から研修を実施。今年度は、所内職員、児童養護施設職員に実施。今年度で管内の児童養護施設の全職員の研修を終了しました。

更に、全県の児童養護施設職員への研修として取り組んでおり、昨年の倉吉児童相談所に引き続き、米子児童相談所で実施する米子聖園天使園職員研修に助言者として参加し、技術的支援を行いました。

結果、参加者から「子どもとの接し方に以前より自信が持てるようになった」との評価が多く、児童に直接関わる職員の養育スキルの向上に成果を上げている他、施設の全職員が同じ研修プログラムを受講したことで、施設内や施設間での共通認識や援助方針の相互理解が進んでいます。

(実施回数3回 参加者26名)

## ⑤CSPトレーナー養成・実践研修の開催

CSPを実施出来るトレーナー(有資格者)を計画的に確保するため、県内でのトレーナー養成研修を開催。また、既に実施しているトレーナーの実践技能の向上を図るため、実践報告とCSP主催者による助言指導、意見交換を行いました。(実施回数4回 参加者28名)

日	時	内容
第1回	平成22年11月22日(月)	CSPセッション1~4
第2回	平成22年11月25日(木)	CSPセッション5~6 行動分析
第3回	平成22年11月26日(金)	野口啓示氏講義
第4回	平成22年11月27日(土)	CSP実践研修会

## ウ 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業

〔目的〕・・・近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図ると共に、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕・・・(1) 保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等で子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている者。

(2) 児童

前項の保護者等が監護する児童。

## 〔実績〕

	回数	実人員	延人員
①親子通所指導	38	20	387
②CSP(子育てプログラム講習)	51	26	166
③CSPフォローアップグループ	22	41	168

## (5) 家庭支援電話相談事業

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等の問題について保護者、本人等からの専門の相談員が相談に応じています。

## 相談種別

養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい	重症心身障がい	知的障がい	自閉症	く犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
15	2	0	0	1	0	0	0	3	0	22	15	0	2	54	114

## 相談者別

家族・親戚	本人	その他	計
87	21	6	114

## 処理状況

電話で助言指導 (来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
96	0	5	13	114

(6) 里親

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない子どもを、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の子どもを養育することを希望する者で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、子どもの里親委託などを行っています。

里親には、平成20年度までは「養育里親」「短期里親」「専門里親」「親族里親」、平成21年度からは「養育里親」「専門里親」「養子縁組によって養親となることを希望する里親」「親族里親」という種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた子どもに対してより専門的な技術・知識をもって養育を行なう里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各々里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成16年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活するという「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

里親登録状況

区分	H21年度末登録数 (H22.3.31 現在) a	年度内		H22年度末登録数 (H23.3.31 現在) a+b-c
		新規登録 b	登録解除 c	
養育里親	24	0	4	20
親族里親	2	0	1	1
専門里親	5	1	1	5
養子縁組里親	5	0	1	4

児童の里親委託状況

区分	H21年度末委託児童数	新規・措置変更			措置解除・措置変更									H22年度末委託児童数		
		児童相談所委託	児童福祉施設	家庭からの受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	入所	児童福祉施設に		他の里親に委託	その他
里親委託児童数	14	1	1		1	1	1								1	12
内訳	養育里親	10	1	1		1									1	10
	親族里親	2					1									1
	専門里親	1														1
	養子縁組里親	1					1									0

委託児童年齢

区分	0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	計	
里親委託児童数	1	2	5	1	3	12	
内訳	養育里親	1	2	4	1	2	10
	親族里親					1	1
	専門里親			1			1
	養子縁組里親						

※上記は東部地区における数表

9 県内児童福祉施設等入退所状況(中央児童相談所分)

施 設			入所定員 (H22.4.1)	平成22年度中 入 所	平成22年度中 退 所	入所児童数 (H23.3.31)	
種 別	名 称						
県 内 施 設	乳児院	鳥取こども学園乳児部		15	3	9	14
		米子聖園ベビーホーム		20			
	児童養護施設	鳥取こども学園		45	1	3	44
		青谷こども学園		30	5	5	14
		因伯子供学園		45	5	8	18
		光徳子供学園		30			
		米子聖園天使園		80		1	6
	知的障がい児施設	皆成学園		65	3	2	20
		松の聖母学園		20	3	4	11
	知的障がい児通園	若草学園		30	15	14	32
		あかしや		30			
	肢体不自由児施設	総合療育センター(入所部)		25			
		総合療育センター(通園部)		30			
	肢体不自由児通園施設	鳥取療育園		40	5	6	22
		中部療育園		20	1	2	1
	児童自立支援施設	喜多原学園		36	2	1	2
	重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター		160	4	1	54
	重症心身障がい児施設	総合療育センター		25	1	1	1
	情緒障がい児短期治療施設	鳥取こども学園希望館	入所	30	1	6	13
			通所	15	5	9	10
里親委託				2	2	12	
県外施設				3	3	1	
計			791	59	77	275	

10 県内児童福祉施設等一覧

施設種別	名称	電話	所在地
乳児院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	〒680-0061 鳥取市立川町5-417
	米子聖園ベビーホーム	0859-29-5924	〒683-0841 米子市上後藤4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	〒680-0061 鳥取市立川町5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	〒689-0511 鳥取市青谷町善田31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	〒682-0854 倉吉市みどり町3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	〒689-3203 西伯郡大山町名和1239-1
	米子聖園 <sup>みその</sup> 天使園	0859-29-4364	〒683-0841 米子市上後藤4-2-36
知的障がい児施設	松の聖母学園	0857-59-0361	〒689-0206 鳥取市白兎字小円道69
	皆成 <sup>かいせい</sup> 学園	0858-22-7188	〒682-0854 倉吉市みどり町3564-1
知的障がい児通園施設	若草学園	0857-28-1233	〒680-0947 鳥取市湖山町西1-516
	あかしや	0859-29-2585	〒683-0851 米子市夜見町330-3
肢体不自由児施設	総合療育センター(入所部)	0859-22-6164	〒683-0004 米子市上福原7-13-1
	総合療育センター(通園部)	0859-34-2911	〒683-0004 米子市上福原7-13-1
肢体不自由児通園施設	鳥取療育園	0857-29-8889	〒680-0901 鳥取市江津260
	中部療育園	0858-22-7191	〒682-0805 倉吉市南昭和町15
情緒障がい児短期治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	〒680-0061 鳥取市立川町5-417
児童自立支援施設	喜多原学園	0859-27-1101	〒689-3512 米子市泉706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	0857-59-1111	〒689-0203 鳥取市三津876
重症心身障がい児施設	総合療育センター	0859-22-6164	〒683-0004 米子市上福原7-13-1
児童自立援助ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	〒680-0022 鳥取市西町2-103
	倉吉スマイル	0858-45-1565	〒682-0412 倉吉市関金町山口652
	ピアホーム	0859-31-5339	〒689-0052 米子市博労町1-182-11

### Ⅲ 婦人相談所の概要

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、売春を行うおそれのある女子（要保護女子）の転落未然防止と保護更生のために設置された機関です。

婦人相談所では、婦人保護に関する啓発活動や、平成4年6月厚生省通知により、家庭関係の問題・性被害等、正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する女性の個別の相談など要保護女子の範囲を拡大し、女性の福祉に関する業務を行うとともに、鳥取県の婦人保護事業実施の中心機関としての役割を果たしています。

また、平成14年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、配偶者等からの暴力被害者の相談・保護・自立支援の中核機関としての業務を行っています。

さらに、平成16年8月から厚生労働省通知により人身取引被害者の保護を図るための業務を行っています。

#### 1 業務の概要

##### 相 談

暴力被害者、要保護女子、その他社会生活を営む上で障がいとなる問題を抱えている女性の困りごと、悩みごとについて、来所相談に応じるとともに、相談専門の電話により広く相談に応じ、問題解決のための支援を行います。

##### 調査・判定・支援

必要に応じて、相談のあった女性の了解を基に家庭環境、健康状態、性格、医学的、心理学的及び職能的な調査並びに判定を行い、関係機関等と具体的方策について十分協議しながら支援を行います。

##### 一 時 保 護

緊急に保護を必要とする女性については、関係諸機関等への移送等の措置がとられるまでの間、一時保護を行い、問題解決を図るとともに、必要に応じて本人の性行、生活態度等の観察を通して必要な生活支援を行います。

平成14年4月1日からは民間シェルターや社会福祉施設等と委託契約を結び、委託一時保護事業を実施しています。

平成18年度からは、委託一時保護施設への委託の決定について、西部総合事務所福祉保健局長に、平成21年度からは中部総合事務所福祉保健局長にその権限が付与されたことにより、中部、西部地域での一時保護の相談により迅速に対応することが可能となりました。

##### 予 防 啓 発 活 動

社会福祉団体、民生児童委員協議会並びに女性団体等の会合の利用、あるいはリーフレットの配付、広報機関の利用等により、婦人相談所が行う婦人保護事業について、理解と協力が得られるよう啓発に努めています。又、高校生等に対して、DV(デート DV)についての予防啓発として、高校でのデートDV学習会を実施しています。

## 2 婦人相談員の設置

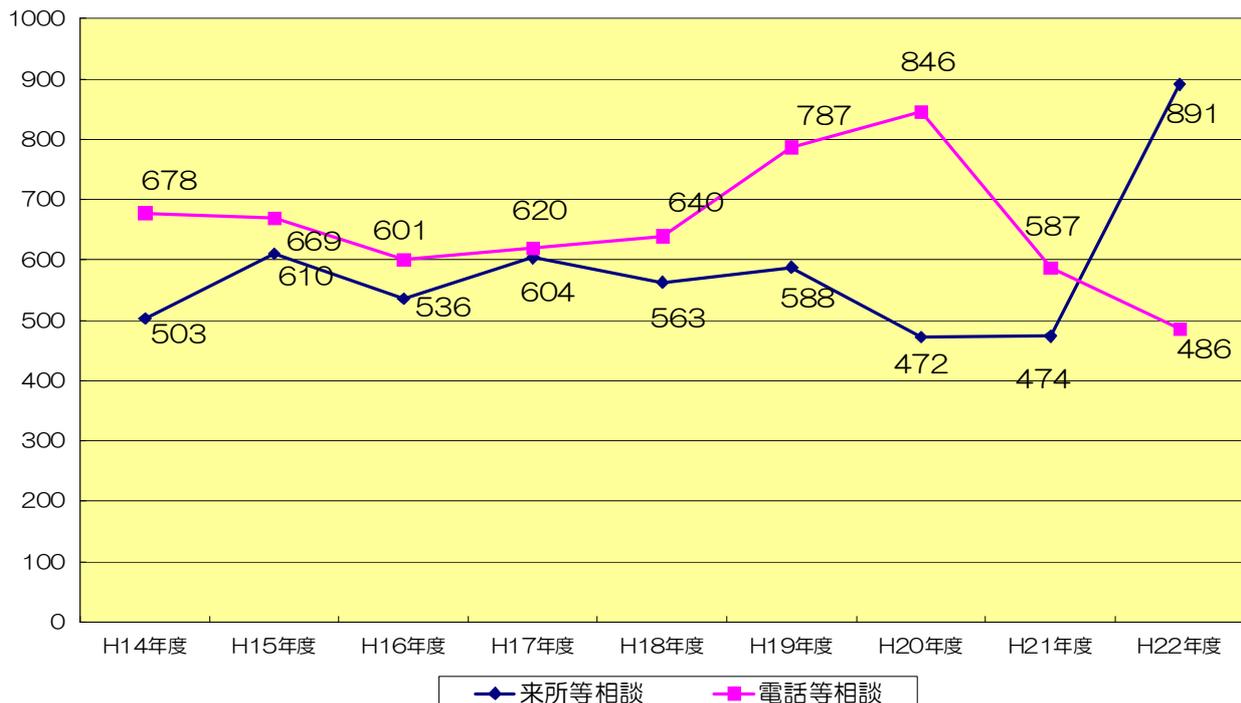
婦人相談員は売春防止法第35条の規定により県及び市福祉事務所に配置されています。

婦人相談員は婦人相談所と連携しながら担当地域内の実態把握や要保護女子の発見に努めるとともに、本人及び家庭における諸般の問題について電話・面接等で相談に応じています。相談の結果、相談者が自ら問題を解決する力を身につけ、自立性を十分に発揮できるよう、相談者の権利を擁護しながら支援を行っています。

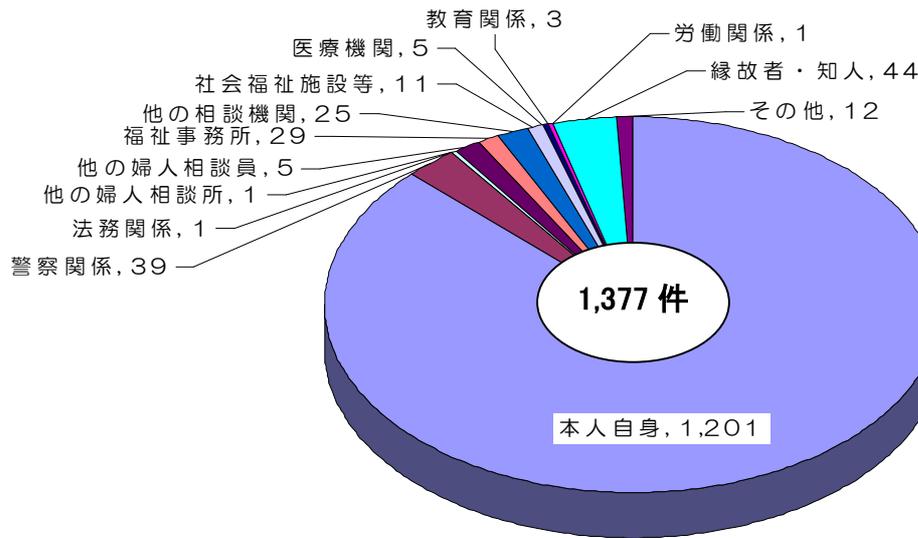
所属	勤務場所	対象区域
鳥取県	〒680-0901 鳥取市江津 318-1 鳥取県福祉相談センター（婦人相談所）	鳥取県全域
鳥取市	〒680-0845 鳥取市富安 2 丁目 138-4 鳥取市児童家庭課	鳥取市
倉吉市	〒682-8611 倉吉市葵町 722 倉吉市子ども家庭課	倉吉市
米子市	〒683-8686 米子市加茂町 1-1 米子市こども未来課	米子市
境港市	〒684-8501 境港市上道町 3000 境港市子育て・健康推進課	境港市

## 3 相談業務状況(婦人相談所及び婦人相談員取扱い分)

### (1) 相談受付件数



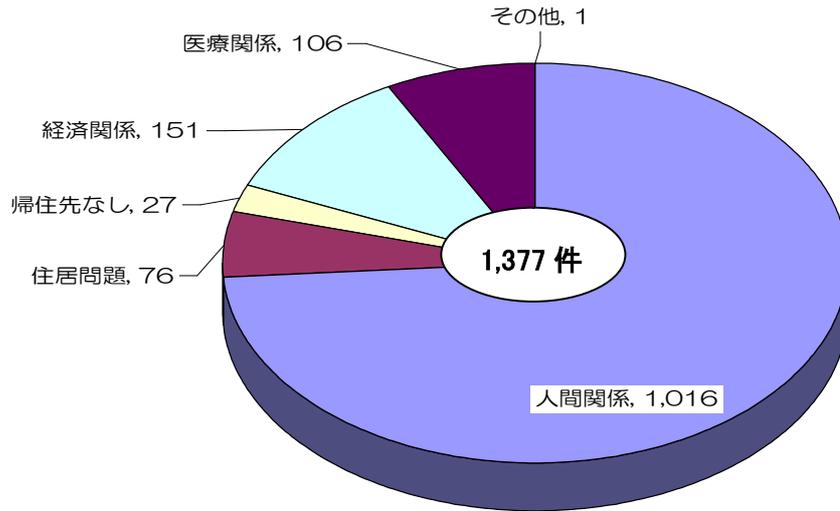
(2)経路別受付状況



(単位：人)

区分	本人自身	警察関係	法務関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	労働関係	縁故者・知人	その他	計
相談所	来所	233	10			1	2	2				1		249
	電話	160	25	1	2	9	15	8	3	1	1	15	6	246
	訪問	25	1				1							27
	メール	14												14
相談員	来所	552			2	3	2		1			11	2	573
	電話	193	3	0	1	1	5	1	1	1		16	3	226
	訪問	24								1				25
	メール											1		1
	その他						15							1
計	1201	39	1	1	5	29	25	11	5	3	1	44	12	1,377

(3)主訴別受付状況

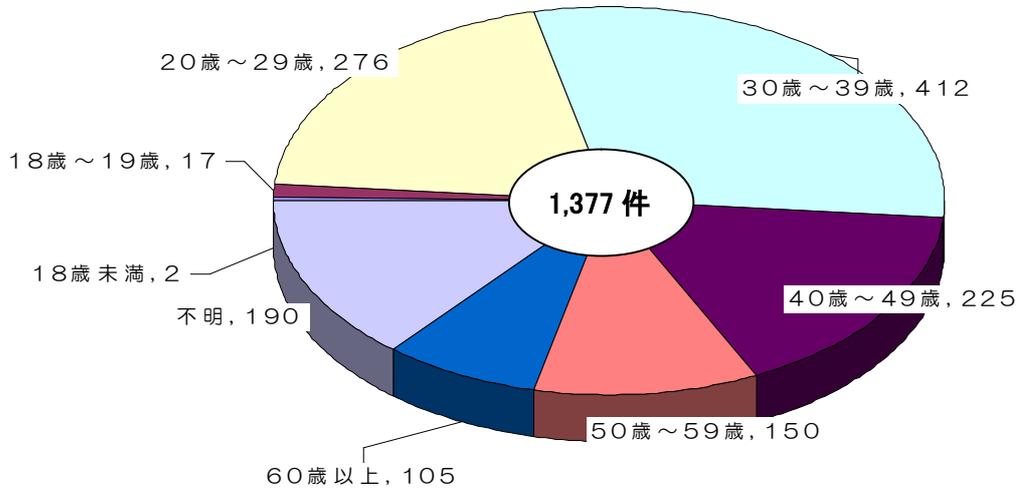


(単位：人)

区分		人間関係													小計	
		夫等				子ども			親族			家庭不和	者その の暴力の	男女問題		その他 間関係
		夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他親族の暴力	その他					
相談所	来所	123		30	7	3		22	6	2	1	2	3	4	19	222
	電話	75		23	13	3		11	8	2	12	2	3	5	34	191
	訪問	17						1	2						3	23
	メール	1		1	7									3	2	14
相談員	来所	96	9	112	12	5	22	31	1	2	9	30	5	21	10	365
	電話	41		46	10	3	4	27	1	3	15	3	3	3	16	175
	訪問	3					1	7								11
	メール	1														1
	その他	10		1				2							1	14
計		367	9	213	49	14	27	101	18	9	37	37	14	36	85	1,016

区分		住居問題	帰住先なし	経済関係					医療関係					不純遊性交	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	合計
				生活困窮	借金サラ金	求職	その他	小計	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	小計						
相談所	来所	7	10	2			4	6		3			3			1			249
	電話	16	5	6	3	1	13	23	1	6	1	3	11						246
	訪問	1		1			2	3					0						27
	メール							0					0						14
相談員	来所	43	12	49	25	24	4	102	11	24	15	1	51						573
	電話	6	0	6	1	3	5	15	1	27	1	1	30						226
	訪問	1					2	2		10	1		11						25
	メール							0					0						1
	その他	2							0				0						16
計		76	27	64	29	28	30	151	13	70	18	5	106	0	0	1	0	0	1,377

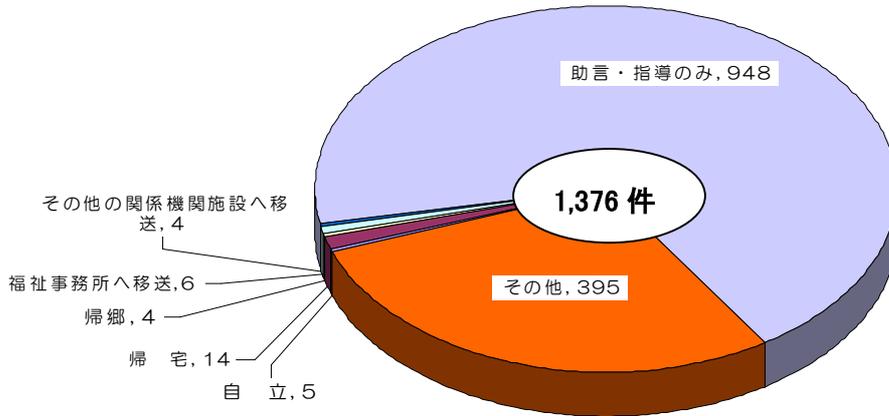
(4) 相談者の年齢



(単位：人)

区 分		18歳未満	18歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	不明	計
相談所	来 所	1	3	61	104	23	32	13	12	249
	電 話		2	39	43	17	26	39	80	246
	訪 問			6	17	1		3		27
	メー ル			2	1				11	14
相談員	来 所		7	128	196	148	52	25	17	573
	電 話	1	4	28	34	29	40	21	69	226
	訪 問		1	6	12	4		2		25
	メー ル				1					1
	そ の 他			6	4	3		2	1	16
計		2	17	276	412	225	150	105	190	1,377

(5) 処理状況



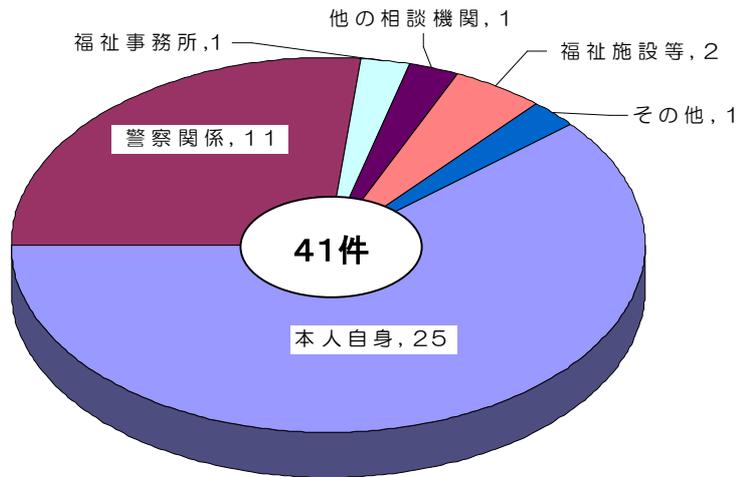
(単位：人)

区分		婦人保護施設 へ収容	自立	帰宅	帰郷	福祉事務所へ移送	その他関係機関 施設へ移送	助言・指導のみ	その他	計
相談所	来所		5	14	4	6	4	93	122	248
	電話							146	100	246
	訪問							8	19	27
	メール							11	3	14
相談員	来所							526	47	573
	電話							142	84	226
	訪問							12	13	25
	メール							1		1
	その他							9	7	16
計		0	5	14	4	6	4	948	395	1,376

※平成22年度未処理 1件

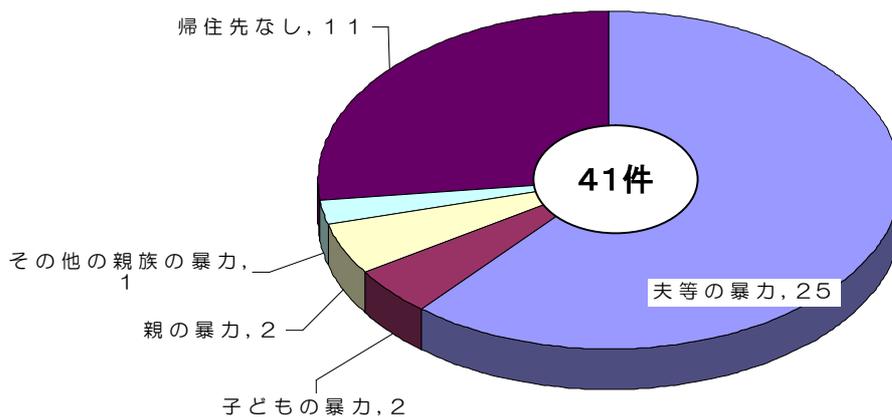
#### 4 一時保護業務の状況

##### (1) 経路別一時保護状況(新規入所分)



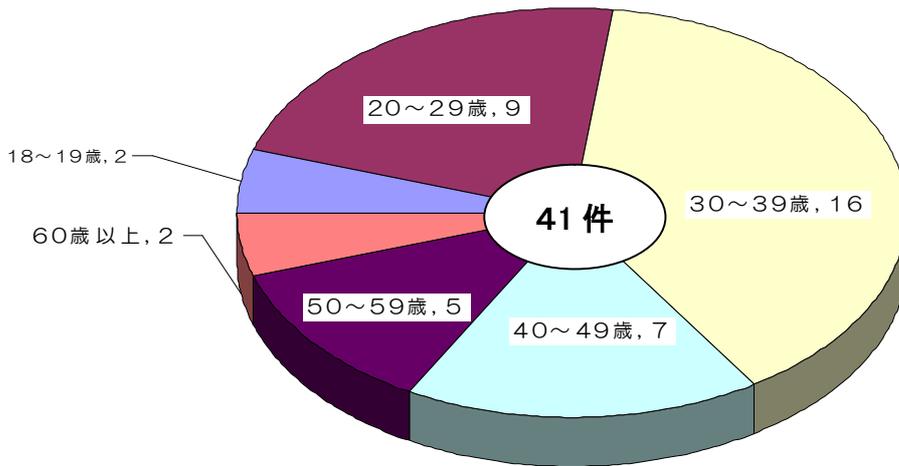
経路	本人自身	警察関係	福祉事務所	他の相談機関	福祉施設等	その他	計
人員	25	11	1	1	2	1	41

##### (2) 主訴別一時保護状況(新規入所分)



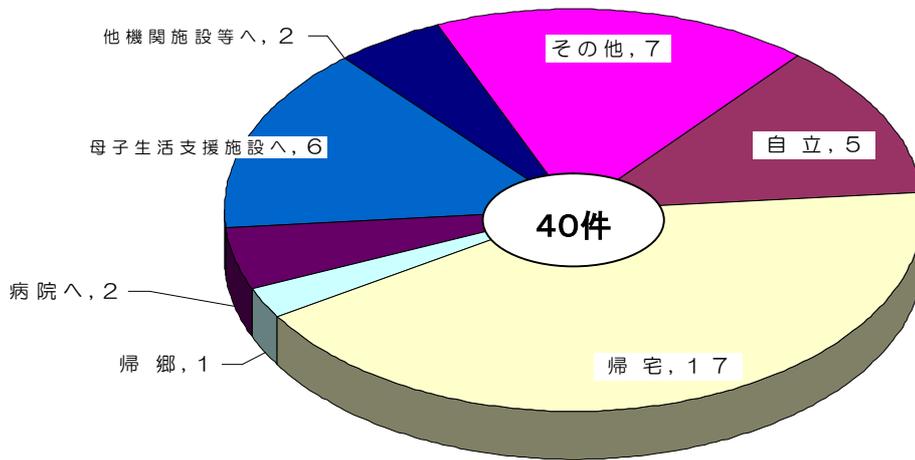
区分	夫等の暴力	子どもの暴力	親の暴力	その他の親族の暴力	帰宅先なし	計
人員	25	2	2	1	11	41

(3) 年齢別一時保護状況(新規入所分)



年齢	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	計
人員	2	9	16	7	5	2	41

(4) 一時保護処理別状況(年度内処理分)



区分	自立	帰宅	帰郷	病院へ	福祉事務所		他機関施設等へ	その他	合計	年度未処理数
					施設活 母 子 援 生 へ	施 会 他 設 福 の 社 社 へ				
要保護女子	5	17 (16)	1 (1)	2	6 (10)	0	2	7 (1)	40 (28)	1 (1)

※ ( ) は同伴児者で別掲

## (5) 件数及び保護日数

期間	1~5日		6~10日		11~15日		16~20日		21~30日		31日以上		計		平均日数
	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	
要保護女子	12 (7)	36 (29)	8 (5)	68 (38)	4 (2)	48 (24)	7 (9)	126 (125)	7 (4)	181 (99)	3 (2)	116 (70)	41 (29)	575 (385)	14.0 (13.2)

## 5 主催事業実施状況

月	日	名 称
4月	23日	東部圏域 DV 相談支援担当者連絡会及び事例研究会
5月	17日	弁護士による法律の専門相談事業(定期開催分)
	21日	配偶者暴力相談支援センター業務研究会
	21日	第1回婦人相談員連絡協議会
6月	11日	DV 予防啓発ファシリテーター養成講座 in 鳥取
	12日	〃
	15日	弁護士による法律の専門相談事業(定期開催分)
	22日	DV 被害者支援体制強化事業に係るケース検討会
7月	14日	弁護士による法律の専門相談事業(随時開催分)
	20日	弁護士による法律の専門相談事業(定期開催分)
	22日	DV 被害者支援体制強化事業に係るケース検討会
	28日	配偶者暴力相談支援センター業務研究会
	30日	DV 予防啓発ファシリテーター養成講座 in 鳥取
	31日	〃
8月	20日	配偶者暴力相談支援センター業務研究会
	24日	DV被害者支援体制強化事業に係るケース検討会
	27日	東部圏域 DV 相談支援担当者連絡会及び事例研究会
9月	17日	DV 予防啓発ファシリテーター養成講座 in 鳥取
	18日	〃
	21日	弁護士による法律の専門相談事業(定期開催分)
	28日	DV 被害者支援体制強化事業に係るケース検討会
10月	3日	鳥取県 DV 予防啓発支援員連絡会
	19日	DV 被害者支援体制強化事業に係るケース検討会
11月	16日	弁護士による法律の専門相談事業(定期開催分)
	19日	配偶者暴力相談支援センター業務研究会
	29日	第2回婦人相談員連絡協議会
	30日	東部圏域 DV 相談支援担当者連絡会及び事例研究会
	30日	DV被害者支援体制強化事業に係るケース検討会
12月	21日	弁護士による法律の専門相談事業(定期開催分)
	21日	DV被害者支援体制強化事業に係るケース検討会
1月	7日	鳥取県 DV 予防啓発支援員連絡会

2月	10日	鳥取県DV予防啓発支援員連絡会
	14日	第3回婦人相談員連絡協議会
	15日	弁護士による法律の専門相談事業(随時開催分)
	18日	配偶者暴力相談支援センター業務研究会
	24日	東部圏域DV相談支援担当者連絡会及び事例研究会
3月	4日	弁護士による法律の専門相談事業(随時開催分)
	11日	鳥取県DV予防啓発支援員連絡会

## 6 鳥取県における主なDV被害者支援関係事業について

### (1) 委託一時保護事業(国庫、単県)

配偶者からの暴力被害者及び人身取引被害者をより迅速かつ広域的に保護するため、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託するものです。

### (2) 心のケア事業(国庫、単県)

心理療法担当職員を配置し、被害者の心理的回復を支援しています。

### (3) 鳥取県ステップハウス運営事業(単県)

単身の配偶者からの暴力被害者など、他の法律で自立支援が受けられない女性を対象に長期的な日常生活上の支援、心理的ケア等の体制を強化し、早期の心理的回復と生活再建を行います。生活指導等を行う場として県がアパートを借り上げ(期間:1年以内)、スタッフが支援しています。

### (4) 暴力被害者一時保護事業(単県)

配偶者以外の者(恋人、親、兄弟等)からの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などの暴力被害者について、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託しています。

### (5) 女性に対する暴力被害者支援事業(単県)

被害者を支援する民間シェルター等に対して助成をしています。

**一時保護移送事業** 被害者が一時保護施設へ避難するまでの間の移送費

**一時保護事業** 一時保護を行うために借り上げた借間等の賃借料

**医療費支援事業** 入所直前の医療費、入院にかかる個室料

**同行支援事業** 入退所支援に係る交通費等

**自立支援事業** 自立を支援するために必要な借間等の賃借料

**通訳雇上事業** 外国人被害者に係る相談、保護及び自立支援を行うための通訳雇い上げに必要な費用

**託児支援事業** 乳幼児を同伴するDV被害者が、自立に向け就職活動や行政機関、裁判所、社会福祉施設等を訪問するために、当該乳幼児を託児所等に預けるために要する費用

### (6) 外国人DV被害者等支援員養成事業

DV被害や人身取引被害、生活習慣の不適應等さまざまな問題を抱える外国人からの相談に適切に対応するため、通訳者の養成に向けた研修を実施しています。

### (7) デートDV学習会、研修会の実施

デートDVの予防、啓発を図るため、デートDVに対する正しい認識及び対等で尊重しあう関係について、主に若者を対象としたデートDV啓発講座の実施に向け取り組んでいます。

### (8) DV予防啓発ファシリテーター養成事業(新規事業)

市町村DV相談窓口職員、教員、民生児童委員等、地域や学校等で予防啓発と初期相談ができる人材を養成するため、ファシリテーター養成講座を開催しました。

受講者52名のうち、41名が鳥取県DV予防啓発支援員として登録しています。

## 福祉相談センター利用のご案内

- 相談方法 来所、電話など様々な方法でお受けしています。
- 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分（年末年始・祝祭日を除く）  
ただし、緊急を要する児童虐待通告やDV被害者保護通報などは土日・祝祭日や夜間でも対応しています。
- 相談内容の秘密は固く守ります。
- 相談や検査はすべて無料です。

### 連絡先

〒680-0901 鳥取市江津 318-1  
TEL 0857-23-1031 FAX 0857-21-3025  
E-mail fukushisodan@pref.tottori.jp  
fsc\_jyoseisodan@pref.tottori.jp（女性相談専用）

### 子どもの相談（中央児童相談所）

こんな時にはご相談ください。

- ・子どもへの虐待について相談したい。
- ・子どもが学校に行きたがらない。
- ・子どもを育てることができない。
- ・子どもの暴力などに悩んでいる。
- ・発達の遅れの疑いがある。
- ・子どものしつけに悩んでいる。
- ・その他子どもに関する様々な相談

相談専門ダイヤル こども電話0857-29-5460  
（児童相談員受付）月～金 A.M.8:30～P.M.5:15

### 女性の相談（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）

こんな時にはご相談ください。

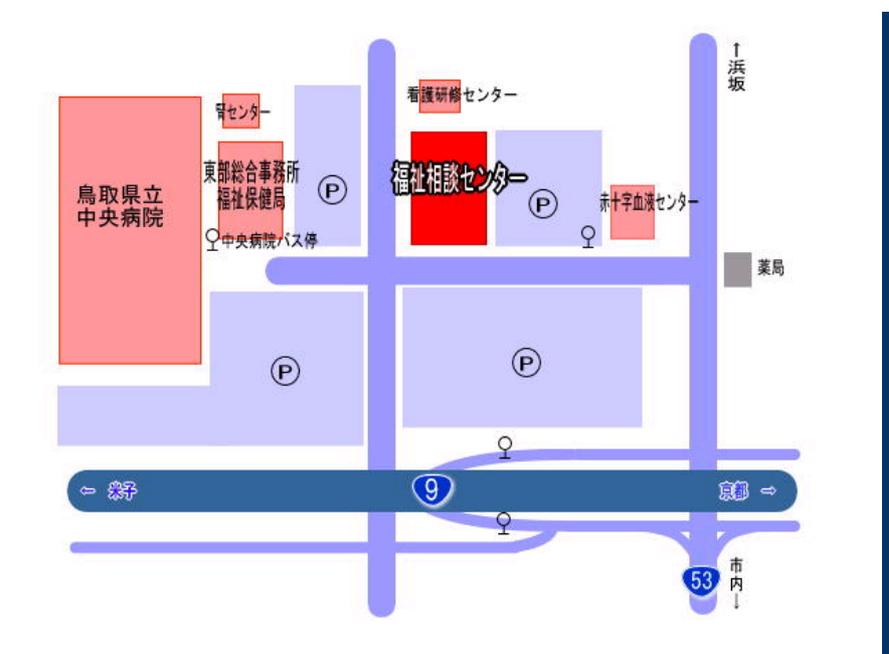
- ・家庭内での不和やいざこざがある。
- ・夫婦、子どもの間がうまくいっていない。
- ・男女関係で悩んでいる。
- ・暴力や脅迫におびえている。
- ・生活に自信が持てなくなった。
- ・家出など、どこにも行くところがない。
- ・家庭や職場の人間関係で悩んでいる。
- ・その他さまざまな心配事や悩み事がある。

相談専門ダイヤル 0857-27-8630  
（婦人相談員受付）月～金 A.M.8:30～P.M.5:15

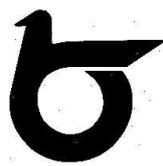
[参考] 夜間電話相談 0858-26-9807  
（夜間電話対応職員）毎日 P.M.5:15～A.M.8:30

# 福祉相談センター案内図

〒680-0901 鳥取市江津318-1







## 業務の概要

発行：鳥取県福祉相談センター  
鳥取県中央児童相談所  
鳥取県婦人相談所